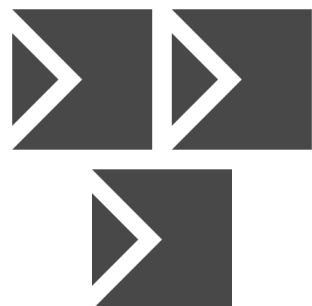


令和2年度～令和7年度

習志野市第2期地域福祉計画



令和 2 年 3 月

習志野市

はじめに

わが国では、急速な高齢化の進展に加えて、少子化・核家族化による問題が提起されて既に久しく、市民のコミュニティー意識やコミュニティーでのつながりが希薄化していると言われています。また、地域においては、日常生活においてさまざまな課題を抱え支援を必要とする方が増加しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしていくためには、本計画の策定主体である行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体などの民間団体が地域における支えあい、助けあいの活動を推進すると同時に、その仕組みづくりを進めることが求められております。

本市では、平成26年度から令和7年度までを計画期間とした習志野市基本構想において、重点プロジェクトのひとつに「協働型社会の構築」を掲げ、市民一人ひとりが地域社会の一員として地域の課題に関心を持ち、多様な主体による市民活動が活性化され、市民と市がそれぞれの責任と役割を分担する協働型社会の構築を目指すこととしています。

その中で本市の福祉施策は、平成26年度に策定した第1期計画において市民協働の考え方を社会福祉における「自助」「共助」「公助」と置き換え、一体となった重層的な福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

このたび、第1期計画の計画期間が終了することから、「すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、包容力とやさしさのあるまち」を基本理念に、地域で支えあうまちづくりの指針となる「習志野市第2期地域福祉計画」を策定しました。

第2期計画では、第1期計画の理念を引き継ぐとともに、横断的な施策の連携により、地域の状況に合った施策を展開していくことを目指しております。

本計画の策定にあたっては、ご協議をいただきました習志野市地域福祉計画策定地域会議委員、習志野市福祉問題審議会委員をはじめとする関係者の皆様に、心から御礼申し上げます。

今後も、市民の皆さまとともに、福祉のまちづくりを推進してまいりますので、引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

習志野市長

宮本泰介



目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景	1
第2節 関連施策の動向	2

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠	5
第2節 計画の策定方法	8
第3節 推進体制の確保	9

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第1節 習志野市の概況	10
第2節 地域福祉の現状	14
第3節 地域福祉を取り巻く本市の課題	36
第4節 計画推進者の役割	41

第4章 計画の基本姿勢

第1節 計画の基本理念	43
第2節 計画の基本目標	44

第5章 目標別の施策の展開

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち	46
基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち	60
基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち	72
基本目標4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち	81

資料

第1節 策定経過	87
第2節 習志野市福祉問題審議会	88
第3節 習志野市地域福祉計画策定地域会議	90
第4節 習志野市地域福祉計画策定委員会	92
第5節 社会福祉法（抜粋）	94
第6節 用語一覧	95

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

第Ⅰ節 計画策定の背景

Ⅰ. 策定の趣旨

近年、わが国の人口は平成 20 年をピークとして、それ以降は減少に転じています。その背景には少子高齢化という人口構造の変化がありますが、習志野市（以下「本市」）においても団塊世代が老年人口に達した平成 24 年から平成 26 年に高齢化率が大きく上昇し、超高齢社会を迎えています。また、障がいや経済的事情などにより支援を必要とする方も増加しています。

これらの人々は、かつては家族や地域内での相互の助けあいによって支えられていましたが、現代社会においては家族や地域内における人間関係が希薄化したことにより、助けあいの仕組みの構築が困難な状況になっています。また、生活課題が多様化・複雑化した現代では、孤立死やひきこもり、虐待といった新たな問題が発生し、従来の行政主体の支援だけでは対応しきれない状況となっています。

本市においても少子高齢化の傾向にあり、核家族化に伴う一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加などによる家族内の支え合いの低下や住民意識の変化などにより、地域のコミュニティ意識が希薄化していることから、高齢者を中心とした生活支援を必要とする人々の増加が予想されます。

このような人々の暮らしや社会構造が変化する中、孤立せず、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、人と人のつながりを再構築するための体制整備が求められています。

そのためには、行政による「公助」のみではなく、個人や家族による「自助」、地域や関係団体による「共助」が不可欠であり、「自助」「共助」「公助」が一体となった重層的な福祉政策を推進していく必要があります。

そこで、本市の地域福祉を推進するための指針として、令和2年度から令和7年度までを計画期間とする「習志野市第2期地域福祉計画」（以下「本計画」）を策定しました。

第2節 関連施策の動向

1. 国の動向

(1) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

国は、「地域課題の解決力の強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとつながりの強化」「専門人材の機能強化・最大活用」を改革の骨格に掲げ、地域共生社会の実現に向け取り組むこととしています。

(2) 分野別政策の動向

近年の少子高齢化と核家族化が主な要因となって、家族機能が変容し、地域の中でも昔ながらの結びつきが弱まる等、地域社会の変化を背景とした、身近なコミュニケーション不足が指摘されています。そのため、市民の福祉ニーズが増大、多様化しています。

これまで国においては、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、この法律のなかで「地域福祉の推進」を基本理念とした市町村地域福祉計画の策定が示されており、その後もさまざまな方針が示されました。

平成24年に示された「地域において支援を必要とする者の把握および適切な支援のための方策などについて」においては、近年増加する孤立死の対策は、地域における支援を必要とする者の把握および適切な支援のため、関係部局・機関との連携および、より有効と考えられる方策などを積極的に推進するように示されています。また、生活に困窮しながらも、生活保護や他の制度の受給対象とならない制度の「狭間」にあたる人々の増加に対応するため、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

さらに、平成28年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けた取り組みの検討が進められています。

■ 地域福祉に関する国の主な動き

	動向	内容
平成12年	社会福祉法改正	「社会福祉事業法」から名称変更し、主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されています。
平成24年	厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握および適切な支援のための方策などについて」	近年増加する孤立死の対策として、地域において支援を必要とする者の把握および適切な支援を行うにあたって、関係部局・機関との連携を深め、個人情報取り扱いに留意しながら、地域の実情に応じて、より有効と考えられる方策などを積極的に推進するよう通知が出されました。

第1章 計画の策定にあたって
第2節 関連施策の動向

	動向	内容
平成 25 年	災害対策基本法などの一部を改正する法律	高齢者、障がいのある人などの災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿の作成と関係者への情報提供などが盛り込まれました。
平成 25 年	生活困窮者自立支援法制定	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるため制定されました。
平成 26 年	厚労省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画および都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」	社会経済の構造的な変化などによる生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受けて生活困窮者への支援を行う生活困窮者自立支援法が平成 27 年に施行されました。この新たな制度において、地域福祉を拡充していくことが重要であることから、計画に盛り込むよう通知が出されました。
平成 28 年	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の相談支援体制の整備を実現化するために設置されました。
平成 28 年	社会福祉法改正	「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」を主として改正されました。
平成 29 年	厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、社会福祉法改正による記載事項の追加などを踏まえて改定した市町村地域福祉計画および都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等について、通知が出されました。

■ 高齢者福祉に関する国の主な動き

	動向	内容
平成 27 年	介護保険法改正	在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化した他、低所得者の保険料軽減を拡充する一方、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ等を追加しました。
平成 29 年	介護保険法改正	自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的に自己負担 2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割、介護納付金への総報酬割の導入などが追加されました。
平成 30 年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるように改正されました。

第1章 計画の策定にあたって

第2節 関連施策の動向

■ 障がい福祉に関する国の主な動き

	動向	内容
平成 23 年	障害者基本法改正	障がい者施策の推進を図るため、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がいのある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現などを新たに規定した。
平成 26 年	障害者権利条約	障がいのある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置などについて定める条約として、我が国では平成 19 年に署名し、平成 26 年に批准した。
平成 28 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として施行されました。
平成 30 年	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律	障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができ、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備などを行うため改正されました。

■ 子ども・子育てに関する国の主な動き

	動向	内容
平成 26 年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として施行されました。
平成 27 年	子ども・子育て関連3法	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとして施行されました。
令和 元年	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律	総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育および保育などを行う施設などの利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じるため改正されました。

■ 保健に関する国の主な動き

	動向	内容
平成 28 年	自殺対策基本法改正	自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止や自殺者の親族などに対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

1. 計画の役割と法的根拠

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助けあいによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

また、地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。なお、本計画では社会福祉法の改正などに伴い、法に定める以下の「地域福祉の推進に関する事項」を記載します。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に揚げる事業を実施する場合には、同項各号に揚げる事業に関する事項

※ ①⑤については、平成30年の社会福祉法の改正に伴い、地域共生社会の構築に資する内容として追加されました。

さらに、厚生労働省の策定指針により下記の事項を、計画に盛り込みます。

- ① 地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法（平成19年通知）
- ② 高齢者などの孤立の防止を踏まえた有効な対応（平成22年通知）
- ③ 生活困窮者へのセーフティネットの強化・生活支援（平成26年通知）
- ④ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年通知）

※ ③については、生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月）に伴い追加され、④については、平成30年の社会福祉法の改正に伴い、地域福祉分野における地域共生社会の推進に資する内容として追加されました。

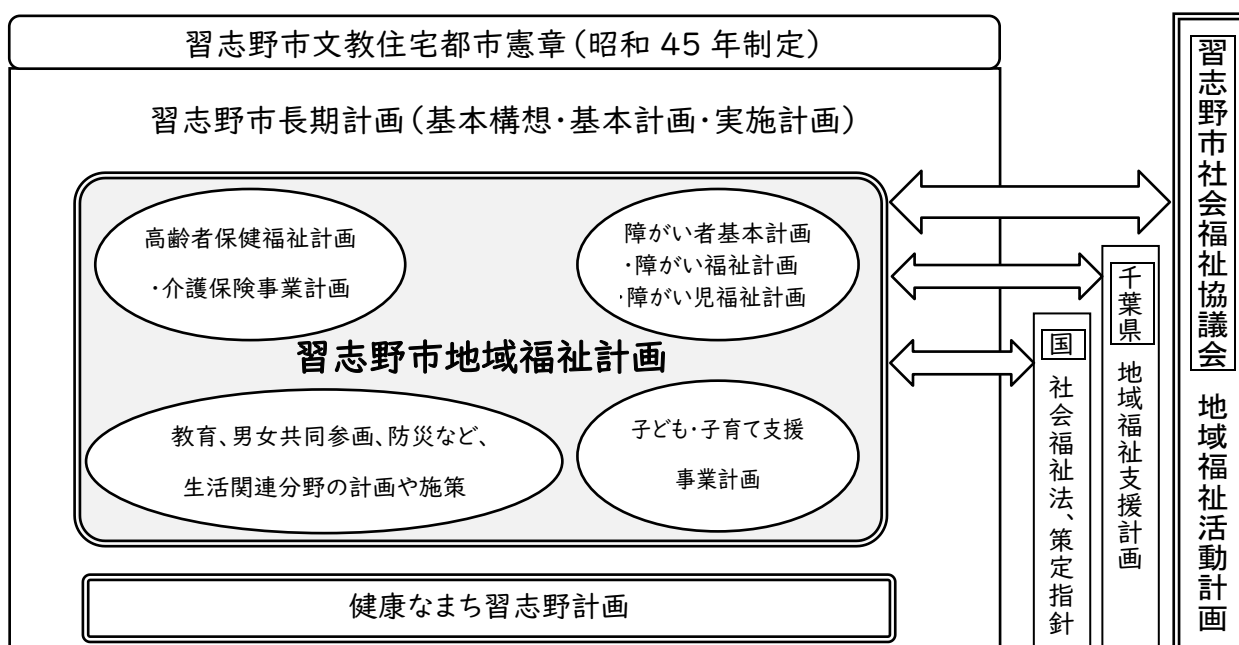
2. 計画の期間

本計画の実施期間は、本市の最上位計画である習志野市長期計画の計画期間にあわせ、令和2年度から令和7年度までの6年間とし、習志野市長期計画の見直しとともに、改訂を行うこととします。

3. 上位計画および関連計画との整合性

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

なお、本計画の推進にあたっては、習志野市長期計画および専門的な分野別計画との整合性を図るものとします。

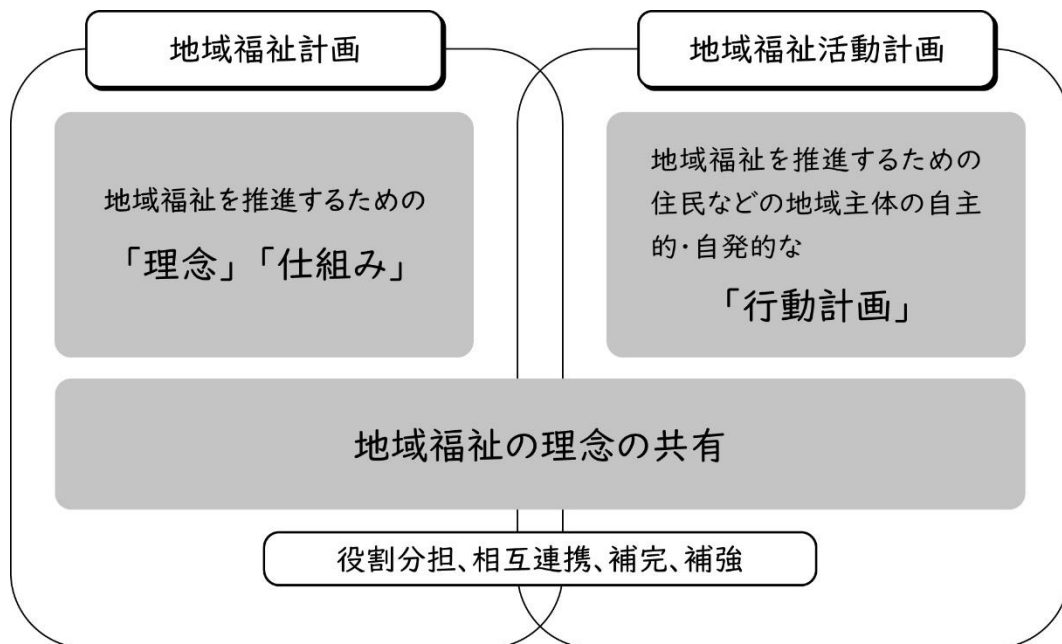


4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

本市が策定する地域福祉計画と、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）が策定する地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げながら、それぞれの立場において役割を担い、かつ相互に連携することで、福祉の両輪として、本市の地域福祉を進展させていくための計画となります。

そのため本計画においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことが求められることから、本市においても、国の動向を踏まえながら、地域共生社会の実現を目指します。

■ 本計画の関連イメージ



第2節 計画の策定方法

1. 策定の体制

庁内において関係各課との調整、基本理念・目標の設定などを行う他、以下の通り、計画案の検討を行いました。

■ 策定に係る作業事務局【素案作成】

計画策定作業などは健康福祉政策課が事業内容を精査し、素案を作成しました。

■ 習志野市地域福祉計画策定委員会【素案検討・調整】

関係各課との施策の調整を行う他、施策などの検討・課題の整理を行い、横断的な施策の検討を行いました。

■ 習志野市地域福祉計画策定地域会議【素案協議】

計画策定にあたり、市民参加の推進を図る観点から地域住民、地域の支援者および福祉の関係団体の代表などによる委員で構成する地域会議で素案の協議を行いました。

■ 習志野市福祉問題審議会への諮問

本市の福祉施策に係る諮問機関として、本計画をさまざまな視点から審議していただき、答申を頂きました。

2. 市民からの意見の収集

習志野市長期計画の改定時に行った平成30年度市民意識調査のアンケート結果を課題の抽出や施策の取り組みに活用しました。

また、パブリックコメントを実施し、市内の公共施設への配架や広報習志野、市ホームページにより広く公表し、市民からの意見を聴取しました。

第3節 推進体制の確保

1. 推進体制の構築

本計画策定後も、計画が市民・関係組織などに十分周知されているか、施策が確実に遂行され、十分な効果を上げているか等の観点からチェックし、適宜見直していくことが重要です。

また、市の取り組みを総合的に評価し、事業をより効果的なものとするため、計画の進捗管理体制の強化を図ります。

(1) 庁内の推進体制

地域福祉計画は高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援をはじめ、防犯・防災やまちづくり等、さまざまな個別の施策が総合的に推進されていくことが必要であるため、評価についても庁内各課・係の垣根を越えた検証が必要となります。

施策ごとの取り組みと課題を明確にし、さまざまな視点から現状分析を行い、本計画の基本目標ごとに横断的に庁内評価を進めます。

(2) 社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会からの事業評価・報告を受け、本市の理念を踏まえた事業運営の推進を支援します。

また、本計画と地域福祉活動計画との整合性を図るため、社会福祉協議会の地域福祉活動推進委員会に委員として本市職員が参加し、事業推進の連携を図ります。

(3) 情報提供・周知

本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、まちづくり出前講座の実施や、広報習志野、市ホームページ、地域福祉計画の概要版などの作成・配布などを通じて、市民への周知・啓発に努めます。

2. 計画の進捗管理

本計画においては、PDCAサイクルに従い、成果の達成状況および事業の進捗状況の検証による進捗管理を行います。

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第1節 習志野市の概況

1. 人口動向

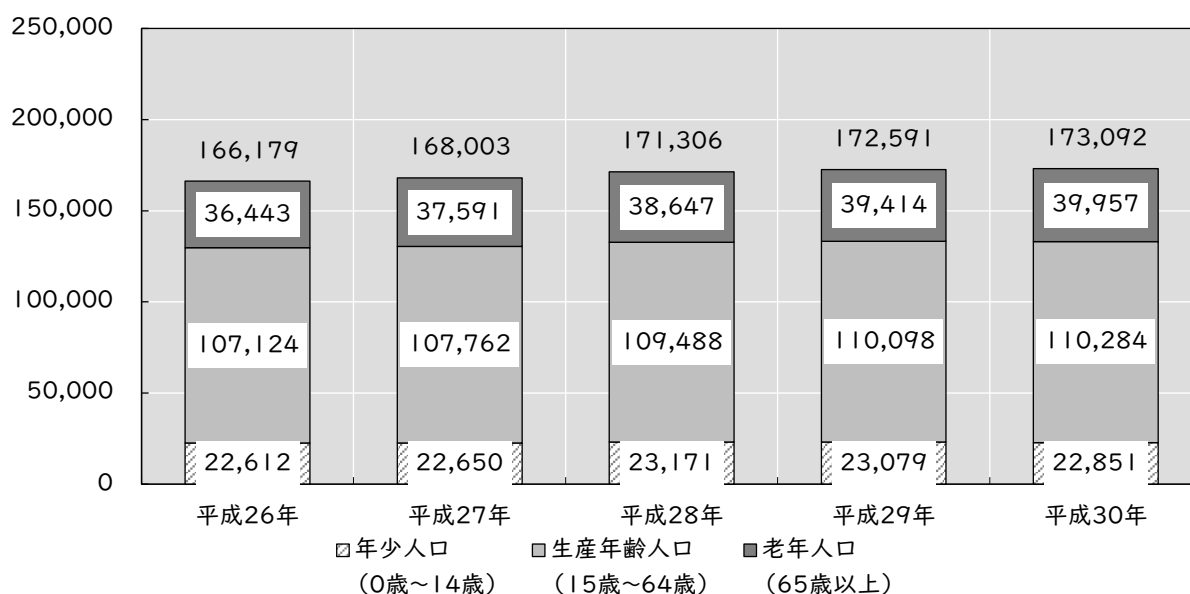
(1) 総人口と3区分別人口

本市の総人口は、平成26年に166,179人でしたが、平成30年には173,092人と6,913人増加しています。

人口3区分別にみると、高齢人口は3,514人増加し、1.2ポイントの増加となっている一方、生産年齢人口は3,160人増加しましたが、0.8ポイントの減少、年少人口は239人増加したものの、0.4ポイントの減少となっています。

□ 総人口と3区分別人口の推移

(人)



資料:住民基本台帳人口(各年9月末日現在)

□ 人口構成割合の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
年少人口	13.6%	13.5%	13.5%	13.4%	13.2%
生産年齢人口	64.5%	64.1%	63.9%	63.8%	63.7%
高齢人口	21.9%	22.4%	22.6%	22.8%	23.1%

資料:住民基本台帳人口(各年9月末日現在)

□ 町名別人口の推移

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
茜浜	20	24	32	23	23
秋津	6,813	6,748	6,745	6,740	6,601
泉町	2,853	2,823	2,722	2,644	2,494
大久保	9,528	9,449	9,392	9,300	9,298
香澄	6,410	6,314	6,272	6,239	6,202
奏の杜	3,016	4,605	6,437	7,616	8,041
鷺沼	7,658	7,613	7,618	7,544	7,589
鷺沼台	6,875	6,953	7,018	7,117	7,185
芝園	277	364	445	516	544
新栄	2,063	2,112	2,065	2,039	2,015
袖ヶ浦	11,841	11,795	11,717	11,575	11,523
津田沼	15,575	15,553	15,787	15,736	15,755
花咲	4,511	4,485	4,577	4,626	4,659
東習志野	20,130	20,419	20,873	20,973	21,054
藤崎	14,842	14,958	15,188	15,202	15,208
実籾、実籾本郷	9,949	9,817	9,855	9,922	9,871
本大久保	9,915	9,917	10,040	10,047	10,055
屋敷	5,493	5,601	5,841	5,843	5,880
谷津	27,947	27,990	28,215	28,435	28,624
谷津町	463	463	467	454	471
合計	166,179	168,003	171,306	172,591	173,092

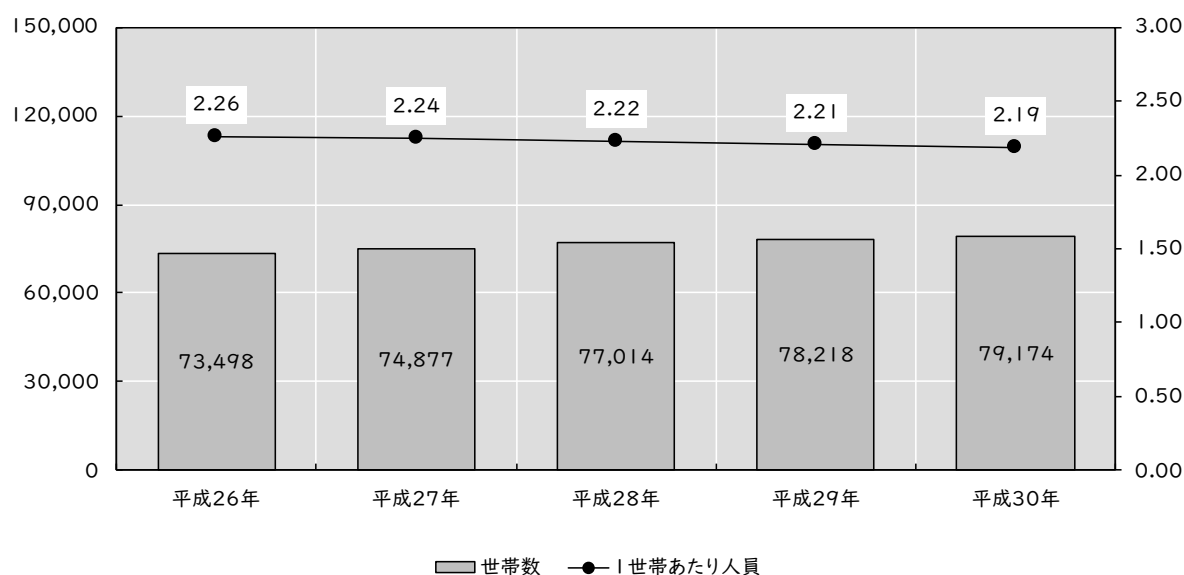
資料:住民基本台帳人口(各年9月末日現在)

(2) 世帯数と世帯構造

本市の世帯数は、平成 26 年の 73,498 世帯から平成 30 年に 79,174 世帯へと総人口同様に増加していますが、世帯数の増加率が総人口の増加率を上回っているため、1 世帯あたり人員は減少しています。

□ 世帯数と世帯構造の推移

(人、世帯)



資料:住民基本台帳人口(各年9月末日現在)

本市の世帯構成は、世帯数が増加傾向にある中で、国勢調査のあった平成 17 年と平成 27 年を比較すると単独世帯数が 4,712 世帯、割合で 3.4 ポイントの増加となっています。

一方、核家族世帯の割合は、単独世帯と非親族世帯の増加に伴い、全体に占める割合は減少していますが、世帯数は増加しています。

□ 一般世帯に占める世帯構成の推移

(世帯)

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
一般世帯	64,861	100.0%	70,099	100.0%	72,308	100.0%
親族のみ世帯	44,524	68.6%	45,690	65.2%	46,973	65.0%
核家族世帯	40,734	62.8%	42,127	60.1%	43,971	60.8%
非親族を含む世帯	416	0.6%	663	0.9%	688	1.0%
単独世帯	19,921	30.7%	23,744	33.9%	24,633	34.1%

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

□ 町名別世帯の推移

(世帯)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
茜浜	18	21	29	23	23
秋津	2,917	2,933	2,996	3,036	2,972
泉町	1,209	1,215	1,189	1,171	1,122
大久保	4,309	4,311	4,326	4,309	4,331
香澄	2,422	2,409	2,417	2,442	2,475
奏の杜	1,227	1,868	2,544	2,981	3,107
鷺沼	3,469	3,458	3,511	3,516	3,589
鷺沼台	2,868	2,914	2,961	3,063	3,114
芝園	277	363	444	515	543
新栄	926	954	947	941	944
袖ヶ浦	5,560	5,611	5,652	5,675	5,763
津田沼	7,577	7,651	7,830	7,898	8,018
花咲	2,037	2,044	2,110	2,144	2,199
東習志野	8,518	8,653	8,937	9,052	9,172
藤崎	6,394	6,465	6,625	6,687	6,727
実籾、実籾本郷	4,611	4,592	4,677	4,752	4,799
本大久保	4,377	4,397	4,534	4,581	4,654
屋敷	2,248	2,287	2,358	2,364	2,369
谷津	12,346	12,541	12,731	12,878	13,055
谷津町	188	190	196	190	198
合計	73,498	74,877	77,014	78,218	79,174

資料:住民基本台帳人口(各年9月末日現在)

第2節 地域福祉の現状

1. 子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 出生の状況

本市の出生数は毎年 1,500 人前後となっており、人口千人あたりの出生率は 9.0 前後で推移しています。女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、平成 26 年の 1.33 人から平成 29 年の 1.44 人と微増しています。

□ 出生状況の推移 (人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数	1,371	1,437	1,509	1,485
出生率	8.4	8.7	9.0	8.8
合計特殊出生率	1.33	1.38	1.45	1.44

資料：千葉県衛生統計年報

※ 調査期間は、各年 1 月 1 日～12 月末日まで。

本市の母親の年齢階級別の出生状況では、平成 26 年から平成 29 年までの推移をみると 30 代前半に出産数の増加がみられ、全体として出産の高年齢化の傾向にあります。

□ 母親年齢別出生数の推移 (人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
15 歳未満	0	0	0	0
15～19 歳	9	7	12	5
20～24 歳	64	72	62	50
25～29 歳	359	331	385	349
30～34 歳	524	572	591	603
35～39 歳	345	382	376	377
40～44 歳	68	72	79	95
45 歳以上	2	1	4	6
計	1,371	1,437	1,509	1,485

資料：千葉県衛生統計年報

※ 調査期間は、各年 1 月 1 日～12 月末日まで。

(2) ひとり親の状況

本市のひとり親世帯数は全体として、ほぼ横ばい状況にあります。

□ ひとり親世帯数の推移 (世帯)

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
総世帯	18,470	100.0%	18,829	100.0%	19,028	100.0%
ひとり親世帯	782	4.2%	890	4.7%	789	4.1%
父子世帯	109	13.9%	127	14.3%	90	11.4%
母子世帯	673	86.1%	763	85.7%	699	88.6%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

※ 国勢調査での「母子（父子）世帯」とは、未婚、死別、または離別の女親（男親）と、未婚の 20 歳未満の子どものみからなる世帯をいう。

※ 「総世帯」は 20 歳未満親族のいる世帯。

(3) 教育・保育の状況

① 保育所

本市には、平成 31 年 4 月現在、市立保育所 7 所、市立こども園 5 園、私立こども園 3 園、私立保育園 11 園、小規模保育事業所 9 園の認可保育施設があります。近年の就労状況の変化により、入所希望者が増加しています。

□ 認可保育所の児童数などの推移 (人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
入所児童数	1,848	1,969	2,165	2,248	2,730	2,955
定員数	1,801	2,028	2,196	2,371	2,958	3,248
定員に対する入所割合	102.6%	97.1%	98.6%	94.8%	92.3%	91.0%
(参考)待機児童数	72	43	70	338	144	89

資料：こども保育課（各年 4 月 1 日現在）

※ 入所児童数は、管外受託児童を含み、管外委託児童およびこども園短時間児を除く。

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第2節 地域福祉の現状

② 幼稚園

本市には、幼稚園9園・こども園9園があり、そのうち市立として幼稚園6園、こども園5園を本市が運営しています。

□ 幼稚園（私立含む）園児数の推移 (人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
幼稚園	2,572	2,508	2,492	2,396	2,249	2,203

資料：こども保育課（各年 5 月 1 日現在）

※ こども園長時間児を除く。

※ 私立幼稚園 5 園を含む。

③ 学校

本市には、小学校 16 校、中学校 8 校、高等学校 4 校があり、そのうち市立学校は、小学校 16 校、中学校 7 校、高等学校 1 校となっています。

□ 学校などの児童・生徒数などの推移 (人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
小学校	8,902	8,829	8,807	8,845	8,989	9,031
中学校	5,085	5,035	5,099	5,043	5,000	4,951
高等学校	4,221	4,267	4,236	4,169	4,089	3,966
計	18,208	18,131	18,142	18,057	18,078	17,948

資料：千葉県「学校基本調査結果報告書」（各年 5 月 1 日現在）

④ 放課後児童会

本市では、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童の健全な育成と事故防止を図るため、小学校1年生から6年生までの児童を対象とした、放課後児童会を開設しています。地区により利用児童の増減があるものの、全体としては増加傾向で推移しています。

□ 学校などの児童・生徒数などの推移

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
袖ヶ浦西児童会	30	34	41	41	35	45
大久保児童会	43	68	69	70	65	63
大久保第二児童会	42	41	44	41	39	44
鷺沼児童会	34	38	51	55	62	75
鷺沼第二児童会	34	38	45	47	53	52
谷津児童会	82	48	53	62	52	46
谷津第二児童会	—	45	52	63	53	47
谷津第三児童会	—	—	—	—	54	46
谷津第四児童会	—	—	—	—	—	48
大久保東児童会	33	44	53	53	52	61
東習志野児童会	34	49	49	53	52	37
東習志野第二児童会	33	49	47	46	50	40
東習志野第三児童会	—	—	—	—	—	39
実花児童会	41	50	43	48	67	36
実花第二児童会	—	—	—	—	—	35
つだぬま第一児童会	30	47	46	49	54	49
つだぬま第二児童会	30	46	45	43	52	52
向山児童会	34	45	39	48	46	47
実籾児童会	55	40	43	41	38	37
藤崎第一児童会	31	38	46	41	38	44
藤崎第二児童会	30	39	43	37	36	43
屋敷児童会	69	64	74	99	46	52
屋敷第二児童会	—	—	—	—	47	53
秋津児童会	43	42	49	44	47	46
袖ヶ浦東児童会	34	39	34	27	38	53
香澄児童会	40	35	45	42	49	52
谷津南児童会	38	36	46	59	47	53
谷津南第二児童会	—	—	—	—	28	47
計	840	975	1,057	1,109	1,200	1,342

資料：児童育成課（各年 5 月 1 日現在）

(4) 子どもの虐待の状況

本市において子どもの虐待として把握している数は、年々増加しています。合計数は、平成 26 年には 285 件でしたが平成 31 年には 506 件となっており、約 1.8 倍となっています。

□ 子どもの虐待種別数の推移 (人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
身体的虐待	85	105	94	102	137	177
心理的虐待	125	163	164	150	184	221
ネグレクト	44	51	58	54	84	106
性的虐待	7	7	5	4	1	2
不明・疑い	24	0	0	0	0	0
計	285	326	321	310	406	506

資料：子育て支援課（各年 3 月末日現在）

※ 心理的虐待とは、子どもの心を著しく傷つけること。（脅迫、無視、DVの様子を目撃させる等）

※ ネグレクトとは、保護者としての監護を著しく怠ること。（食事を与えない、家に閉じ込める等）

□ 子育て支援相談実施状況 (件)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
性格・生活習慣など	202	124	89	91	86	164
学校生活・不登校/非行	192	103	77	110	185	236
虐待	3,043	4,146	4,673	4,385	5,533	7,008
養育環境など	2,424	4,265	3,439	4,136	2,916	3,288
その他	128	38	30	3	1	8
計（相談件数）	5,989	8,676	8,308	8,725	8,721	10,704
計（相談人数）	535	601	598	561	650	801

資料：子育て支援課（各年 3 月末日現在）

※ 性格・生活習慣など/知能・言語/心身障がい

- ・児童の性格（神経質、わがまま等）や生活習慣（食事、清潔の習慣など）、習癖（つめかみ、夜尿、夜泣き等）に関する相談
- ・児童の知能、言語に関する相談
- ・知的や心身の機能上の障がいのある児童の家庭における養育に関する相談

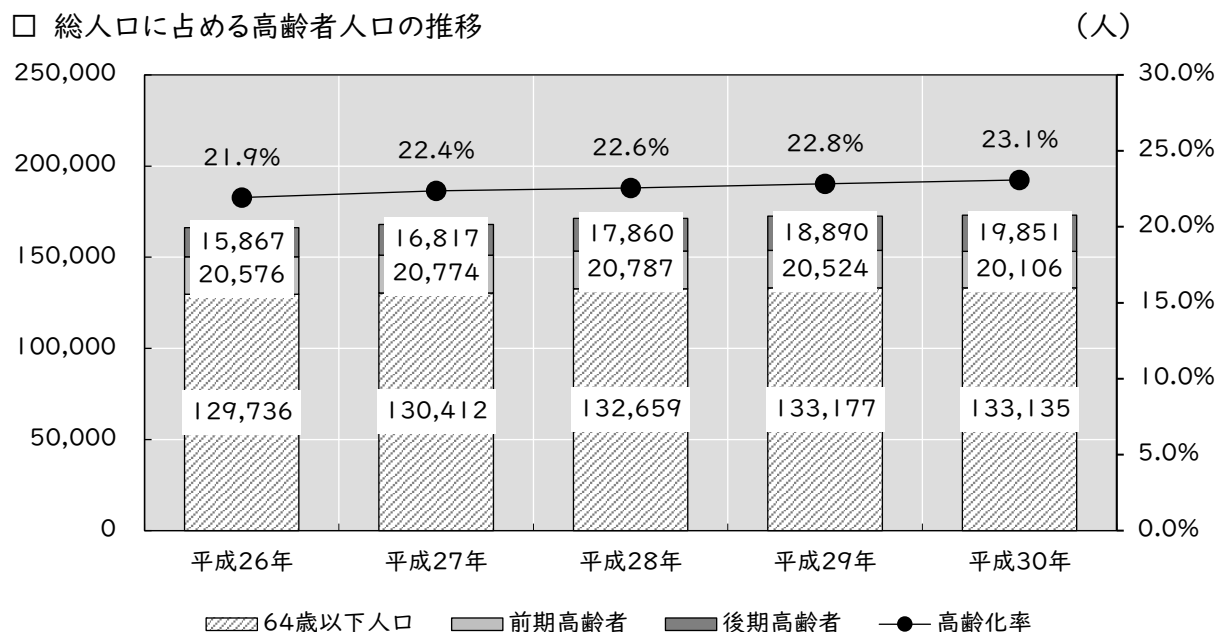
※ 養育環境など

- ・児童の養育についての経済的問題や、養育に欠ける、不良な地域環境など、児童の環境条件に関する相談・児童に係る親子関係（虐待を除く）などに関する相談

2. 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者の全体状況

本市の高齢者数は、前・後期高齢者ともに増加しています。また、65歳以上の人が総人口に占める割合を示す高齢化率も平成26年の21.9%だったものが平成30年は23.1%まで増加しています。



資料:住民基本台帳人口(各年9月末日現在)

(2) 前期高齢者と後期高齢者の推移

本市では高齢者人口が増加する中、前期高齢者の割合は平成26年の56.5%から平成30年には50.3%と減少しています。一方、後期高齢者は43.5%から49.7%と増加しており、後期高齢者の割合が増加しています。

□ 総人口における高齢者人口および前・後期高齢者割合の推移 (人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
高齢者人口	36,443	37,591	38,647	39,414	39,957
前期高齢者割合	56.5%	55.3%	53.8%	52.1%	50.3%
後期高齢者割合	43.5%	44.7%	46.2%	47.9%	49.7%

資料:住民基本台帳人口(各年9月末日現在)

(3) 高齢者の世帯の状況

本市における一般世帯の構成割合の中で、高齢者のいる世帯が増加しています。

□ 高齢者に係る世帯数の推移 (世帯)

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
一般世帯	64,861	100.0%	70,099	100.0%	72,308	100.0%
65歳以上の世帯員のいる世帯	10,548	16.3%	13,104	18.7%	24,669	34.1%
高齢夫婦世帯	5,407	8.3%	6,627	9.5%	7,779	10.8%
高齢単身世帯	3,630	5.6%	5,122	7.3%	6,601	9.1%
男性単身世帯	1,004	1.5%	1,630	2.3%	2,087	2.9%
女性単身世帯	2,626	4.0%	3,492	5.0%	4,514	6.2%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

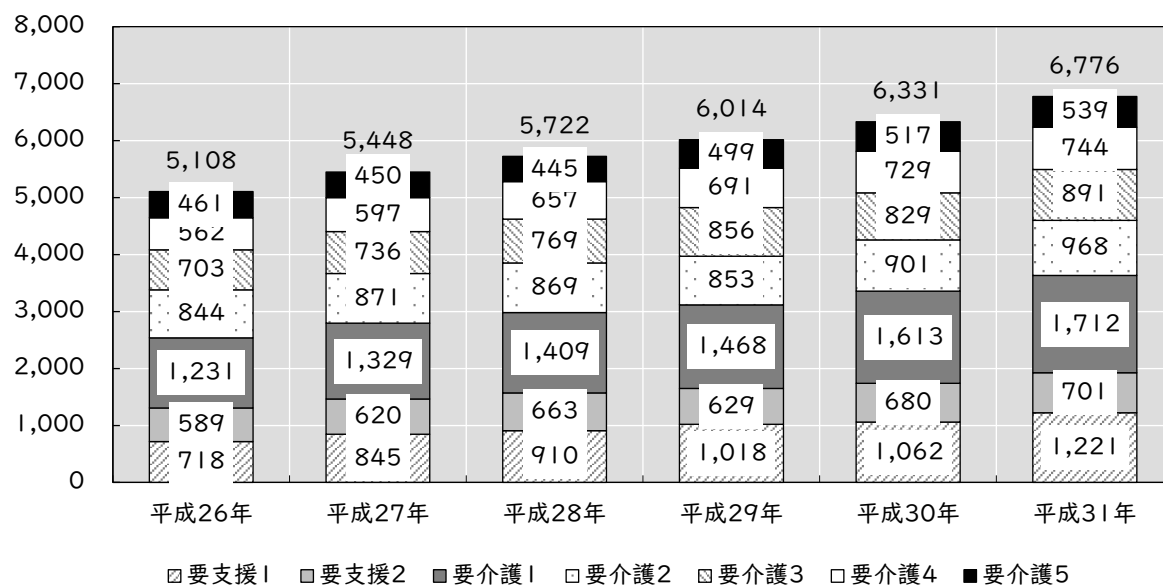
※ 国勢調査での「高齢夫婦世帯」は、夫 65 歳以上・妻 60 歳以上をいう。

※ 一般世帯とは、施設などの世帯（寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者、船舶乗務員など）以外をいう。

(4) 要支援・要介護認定者数の状況

本市における平成 26 年の要支援および要介護認定者数は 5,108 人でしたが、平成 30 年には 6,776 人に増加しています。また、すべての介護区分において認定者数が増加傾向にあります。

□ 要支援・要介護認定者数の推移 (人)



資料：介護保険課（各年 3 月末日現在）

(5) 高齢者の虐待の状況

本市において高齢者の虐待として把握している数は、年々増加しています。

合計数は、平成 26 年には 31 件でしたが平成 31 年には 37 件となっており、約 1.2 倍となっています。

□ 高齢者の虐待種別数の推移

(人)

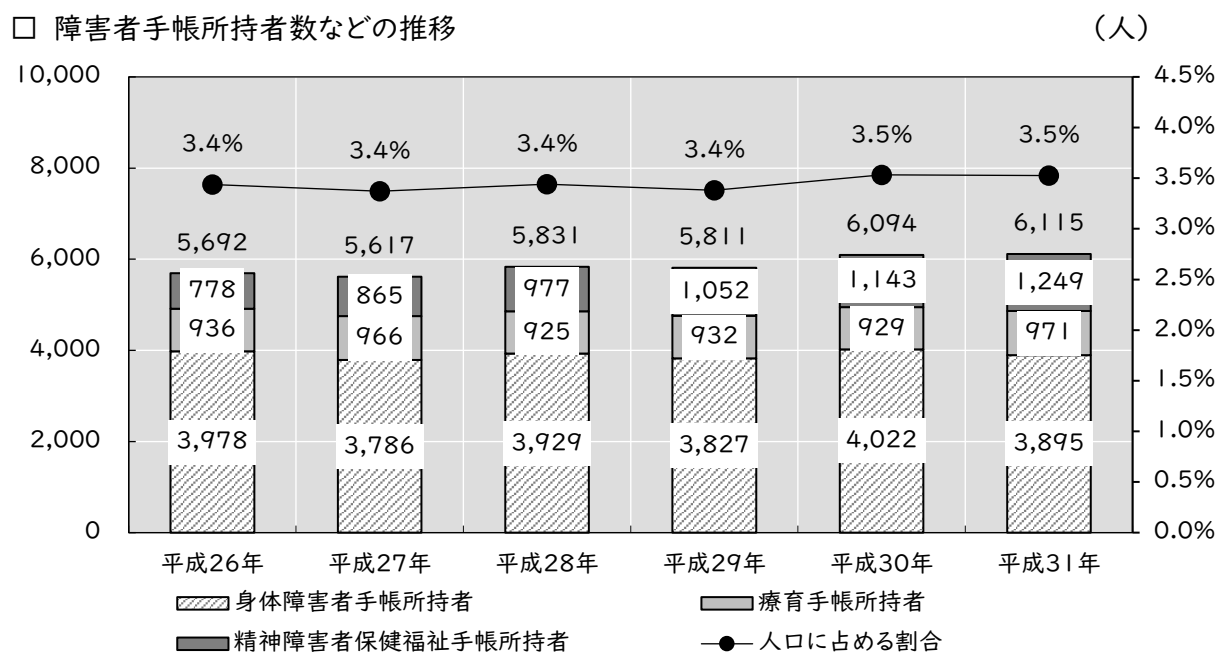
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
身体的虐待	20	18	20	19	21	28
心理的虐待	5	15	6	4	8	5
ネグレクト	2	1	1	1	0	1
性的虐待	0	0	0	0	0	0
経済的虐待	1	1	2	0	3	3
不明・疑い	3	1	0	0	0	0
計	31	36	29	24	32	37

出典：高齢者支援課（各年 3 月末日現在）

3. 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障がいのある人の全体状況

本市の障がいのある人の総数は身体障害者手帳所持者数がもっとも多く、平成31年の障害者手帳所持者6,115人のうち3,895人となっています。一方、増加が著しいのは精神障害者保健福祉手帳所持者で平成26年から平成31年にかけて1.5倍以上増加しています。



資料：障がい福祉課（各年3月末日現在）

(2) 自立支援医療の状況

障害者医療費公費負担は、各個別の法律で規定されていましたが、障害者総合支援法により一元化された自立支援医療制度に変更されています。

□ 自立支援医療に係る給付状況（延べ）の推移 (人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
更生医療	75	87	110	140	155	187
育成医療	22	24	15	11	11	10
精神通院医療	1,853	1,922	2,025	2,131	2,199	2,320

資料：障がい福祉課（各年3月末日現在）

(3) 障がいのある人の雇用状況

障害者の雇用の促進に関する法律では、事業主に対して、雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられています。平成30年4月1日から法改正により雇用率が変更となりました。

なお、本市の令和元年6月1日現在の障がいのある人の実雇用率は、市長事務部局が2.28%、教育委員会が1.40%、企業局が1.50%となっています。

□ 事業主別法定雇用率

事業主区分	法定雇用率の変更	
	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日以降
民間企業	2.00%	2.20%
国・地方公共団体	2.30%	2.50%
都道府県などの教育委員会	2.20%	2.40%

□ 本市における雇用状況

習志野市	実雇用率	法定雇用率
市長事務部局	2.28%	2.50%
教育委員会	1.40%	2.40%
企業局	1.50%	2.50%

資料：千葉労働局（令和元年6月1日現在）

(4) 障がいのある人の虐待の状況

本市において障がいのある人の虐待として把握している数は、年々増加しています。合計数は、平成 26 年には 3 件でしたが平成 31 年には 13 件となっており、約 4 倍となっています。

□ 障がいのある人の虐待種別数の推移 (人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
身体的虐待	0	5	1	4	2	3
心理的虐待	0	4	3	6	1	3
ネグレクト	0	0	1	0	1	2
性的虐待	0	1	0	0	1	0
経済的虐待	0	2	0	3	1	0
不明・疑い	3	1	2	2	4	5
計	3	13	7	17	10	13

出典：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

4. 生活困窮者を取り巻く状況

本市の生活保護の状況は横ばい傾向にあり、被保護人員は平成 26 年の 1,872 人から、平成 31 年には 2,197 人となっています。

また、総人口に占める保護率も 1.120%から 1.268%まで上昇しています。

□ 生活保護状況の推移 (人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
被保護人員	1,872	1,957	2,116	2,189	2,204	2,197
保護率	1.120%	1.160%	1.237%	1.274%	1.279%	1.268%

資料:生活相談課(各年 3 月末日現在)

□ 自立相談支援事業の推移 (件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規相談受付件数	246	305	272

資料:生活相談課(各年 3 月末日現在)

□ 家計相談支援事業の推移 (件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規相談受付件数	159	164	186

資料:生活相談課(各年 3 月末日現在)

5. 関係組織・団体の状況

(1) 地域組織・団体

① 町会・自治会など

本市では、町会・自治会などの自治組織があり、さらに地域ごとに16の連合町会が組織されています。本市の町会など加入世帯数は、平成26年に50,898世帯、世帯数に占める加入率は70.0%となっていますが、平成31年には67.2%と減少傾向になっています。

□ 町会など加入率および加入世帯数の推移 (組織、世帯)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
組織	249	250	252	252	251	251
全世帯数	72,724	73,947	75,853	77,539	78,529	79,764
加入世帯数	50,898	51,682	52,845	54,372	53,810	53,642
加入率	70.0%	69.9%	69.7%	70.1%	68.5%	67.2%

資料：協働政策課（各年3月末日現在）

※ 加入率＝加入世帯数 / 全世帯数

② 自主防災組織

本市では、大規模災害発生時の重要な役割を担う「共助」の強化を図るため自主防災組織の設置・活動促進に取り組んでいます。

□ 組織数および組織率の推移 (組織、世帯)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
組織	193	201	211	212	216	213
全世帯数	72,724	73,947	75,853	77,539	78,529	79,764
自主防災組織加入世帯数	45,001	46,191	48,025	47,515	48,298	48,360
組織率	61.9%	62.5%	63.3%	61.3%	61.5%	60.6%

資料：危機管理課（各年3月末日現在）

※ 組織率＝自主防災組織加入世帯数 / 全世帯数

③ 老人クラブ

本市の老人クラブは、平成26年に50団体、会員数2,428人でしたが、高齢者人口が増加しているものの会員数はほぼ横ばいで推移しています。

□ 組織数および会員数の推移 (組織、人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
組織	50	50	50	52	53	53
会員	2,428	2,417	2,377	2,455	2,438	2,434

資料：高齢者支援課（各年4月1日現在）

(2) 福祉団体

① 習志野市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全国都道府県・指定都市・市町村に組織的に設立されている民間の福祉団体です。地域が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の課題として捉え、地域住民とともに考え、解決しようとする公共性・公益性の高い民間の非営利団体として地域福祉の推進を目指しています。

本市には、昭和 34 年に習志野市社会福祉協議会が社会福祉法人として団体設立（法人認可は昭和 42 年）されています。

□ 組織数および会員数の推移 (団体、人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
一般会員	27,630	27,627	27,689	27,279	26,667
特別会員	1,023	944	994	976	957
計	28,653	28,571	28,683	28,255	27,624

資料：習志野市社会福祉協議会（各年 3 月末日現在）

※ 会員は、住民からなる一般会員と、個人・法人・団体の特別会員から構成されている。

また、社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現のため、さまざまな地域福祉活動を行っています。主な事業内容は以下のとおりです。

【習志野市社会福祉協議会の主な事業内容】

● 社会福祉協議会支部活動の推進

習志野市内 16 か所に社会福祉協議会支部を設置し、地域住民の皆様の参加と協力をいただき、地域の特性を活かしながら、地域内の福祉課題・ニーズに対して主体的・自発的な地域福祉活動を展開しています。

- ・ひとり暮らし老人食事サービス事業
- ・ふれあい交流事業（ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン）
- ・地域福祉懇談会の開催
- ・住民参加型家事援助などサービス事業 など

- ボランティア・市民活動センターの運営
- 災害ボランティア活動の実施
- 車イス・福祉車両の貸出し
- ふくっぴーファミリーサロン（子育てサロン）の運営
- 福祉資金（生活福祉資金・福祉銀行）の貸付
- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）
- （指定管理）老人福祉センター「さくらの家」、地域福祉センター「いずみの家」の管理運営
- 赤い羽根共同募金運動（10/1～12/31）の推進
- 歳末たすけあい募金運動（12/1～12/31）の推進
- （受託事業）成年後見センターの運営事業
- （受託事業）生活支援体制整備事業
- ボランティアの相談、紹介、募集、育成
- 福祉教育の推進、福祉体験の実施
- 心配ごと相談所の運営

② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民に、市町村民生委員推薦会、都道府県知事の推薦を経て厚生労働大臣が3年の任期で委嘱します。

民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行っています。

令和元年度は、本市の定数 204 名に対し、民生委員・児童委員 195 名が活動しています。内、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員定数 24 名に対し、22 名が活動しています。

□ 民生委員・児童委員の相談件数の推移 (件)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
在宅福祉	131	172	156	198	207
介護保険	47	108	122	116	130
健康・保健医療	389	656	578	272	383
子育て母子保健	66	89	97	59	85
子どもの地域生活	24	41	49	56	110
子どもの教育・学校生活	114	65	94	78	344
生活費	76	77	67	56	80
年金保険	13	7	18	14	20
仕事	23	12	14	9	28
家族関係	97	192	136	138	189
住居	33	76	47	39	66
生活環境	46	114	101	82	76
日常的支援	372	666	789	609	668
その他	352	845	803	642	948
計	1,783	3,120	3,071	2,368	3,334

資料：社会福祉課（各年 3 月末日現在）

【習志野市民生委員・児童委員の主な事業内容】

- 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - ・普段の見守り活動
- 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - ・相談 ・関係機関との調整 ・研修会
- 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - ・情報提供 ・関係機関との調整 ・研修会
- 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - ・福祉ふれあいまつり ・共同募金 ・市民まつり ・ならしの学校音楽祭
- 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
 - ・生活保護世帯の見守り ・避難行動要支援者支援事業 ・子育てふれあい広場
 - ・幼保小中学校の入学式、卒業式への出席 ・10 か月児健康相談・ブックスタート事業

③ 高齢者相談員

本市では、市独自のボランティア制度として高齢者相談員を配置しています。

高齢者相談員は、長きにわたり社会の進展に貢献された高齢者を敬い、その生活の向上と福祉の増進に寄与するため、当時「老人相談員」として自主的に組織して活動していた市民に対し、昭和47年2月に正式に市が委嘱し、現在まで高齢者支援に関するさまざまな活動を行っています。主に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように民生委員・児童委員や町会・自治会などの地域住民や関係機関と協力しながら、高齢者世帯の実態把握、日常生活の相談・援助の他、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で閉じこもりや認知症などにより支援が必要な世帯への定期訪問、介護予防の啓発活動など、市内高齢者に対するきめ細かい活動を行っています。

なお、令和元年度は55名が活動しています。

④ 母子保健推進員

母子保健推進員は、母子保健法に基づいて市民と行政のパイプ役として、保護者の身近な相談相手となり、地区担当保健師と連携しながら育児を支援することを目的に活動しています。

本市では、生後2か月頃の乳児のいる家庭を全戸訪問し、相談・健診などの案内や育児のポイント等の入った「すこやか習志野っ子ファイル」を配布し、説明を行っています。また、乳児や産後の母親の状況を把握し、母親からの相談に応じ、保健指導を要するケースについては、地区担当保健師へつないでいます。さらに4か月児健康相談や子育てふれあい広場、健康フェアへ参加する他、行政主催の研修会や地区会を通じて、活動に必要な知識を習得しながら、推進員相互の交流を図っています。なお、令和元年度は30名が活動しています。

⑤ 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、国民の基本的人権が侵害されることのないように配慮し、もし侵害された場合には、その救済のため適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想を広めるよう努めることを目的に活動しています。市民が人権について関心を持てるように啓発活動を行う他、定期的な人権相談を行っています。

義務教育段階での人権教育を重視し、各学校（校長会）との連携を図って、市内幼稚園や小中学校で人権教室を開催しています。また、人権擁護委員協議会習志野支部会独自の活動として、中学生人権標語コンテストを実施する等、人権意識の周知啓発に取り組んでいます。

なお、令和元年度は 11 名が活動しています。

⑥ 障がい者地域共生協議会

障がい者地域共生協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域における障がい福祉に関する関係者の連携強化および支援の体制に関する協議を行い、障がい者福祉の推進のために活動しています。そこには、関係機関のネットワークづくりや必要な社会資源の開拓などを図るため、専門部会を設置しています。

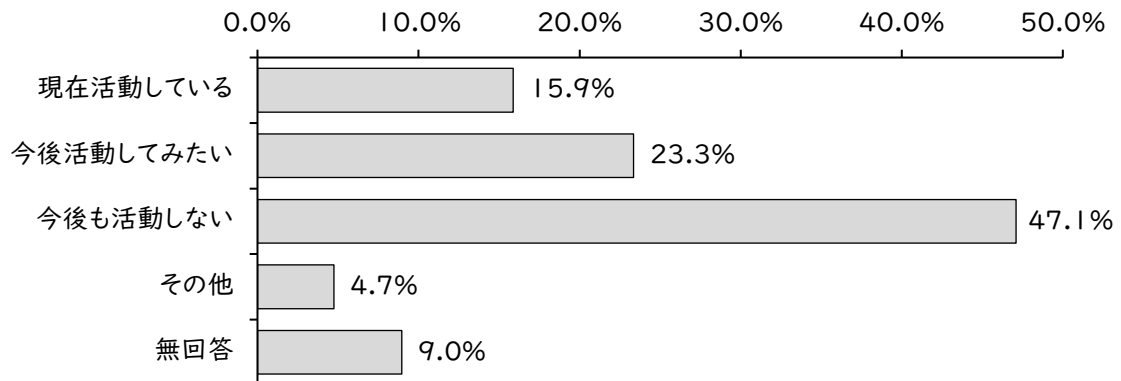
また、多くの市民が「障がい」について正しい理解を深められるよう、障がいのある人についての啓発や、福祉ふれあいまつりへの参加、障がいのある人の就労支援に関する広報紙「ならたく」の作成などに取り組んでいます。

なお、令和元年度は 33 名が活動しています。

6. 地域福祉について(「平成30年度市民意識調査」結果概要)

1. 本市では、協働型社会の推進を目指しています。現在、あなたは「仕事」や「家庭の場」以外で何か活動していますか。(1つだけ番号を○で囲んでください。)

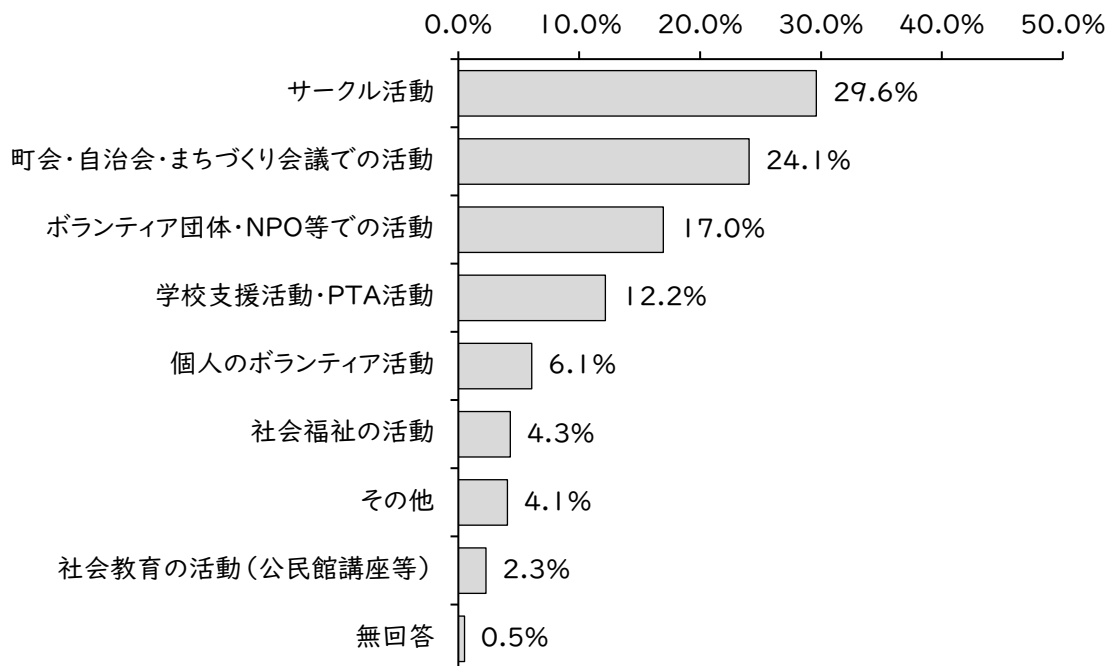
「今後も活動しない」がもっとも多く47.1%、次いで「今後活動してみたい」が23.3%、「現在活動している」が15.9%となっています。



1で、「現在活動している」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

1-1 どのような団体の活動ですか。(1つだけ番号を○で囲んでください。)

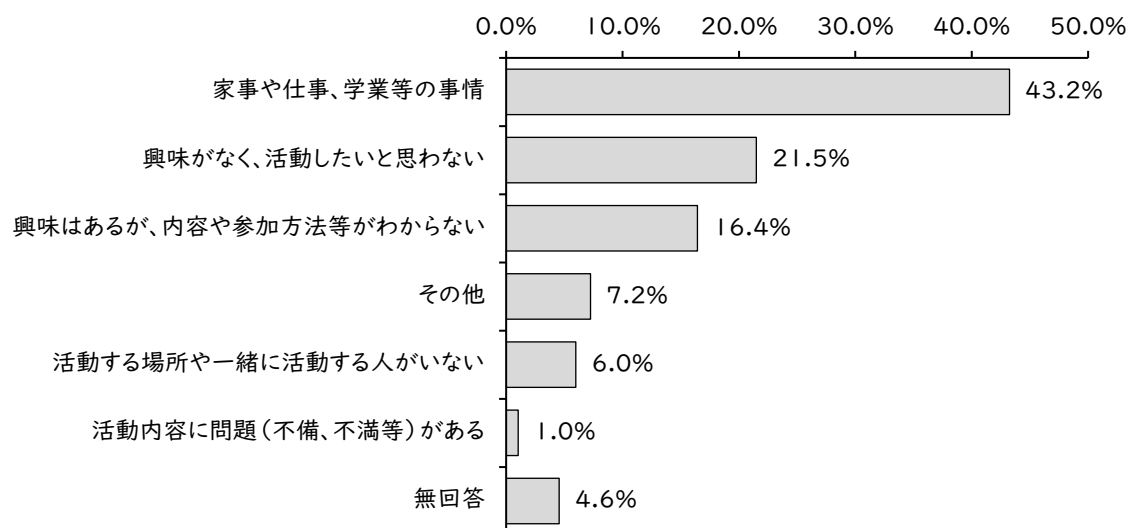
「サークル活動」がもっとも多く29.6%、次いで「町会・自治会・まちづくり会議での活動」が24.1%、「ボランティア団体・NPOなどでの活動」が17.0%となっています。



1で、「今後活動してみたい」「今後も活動しない」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

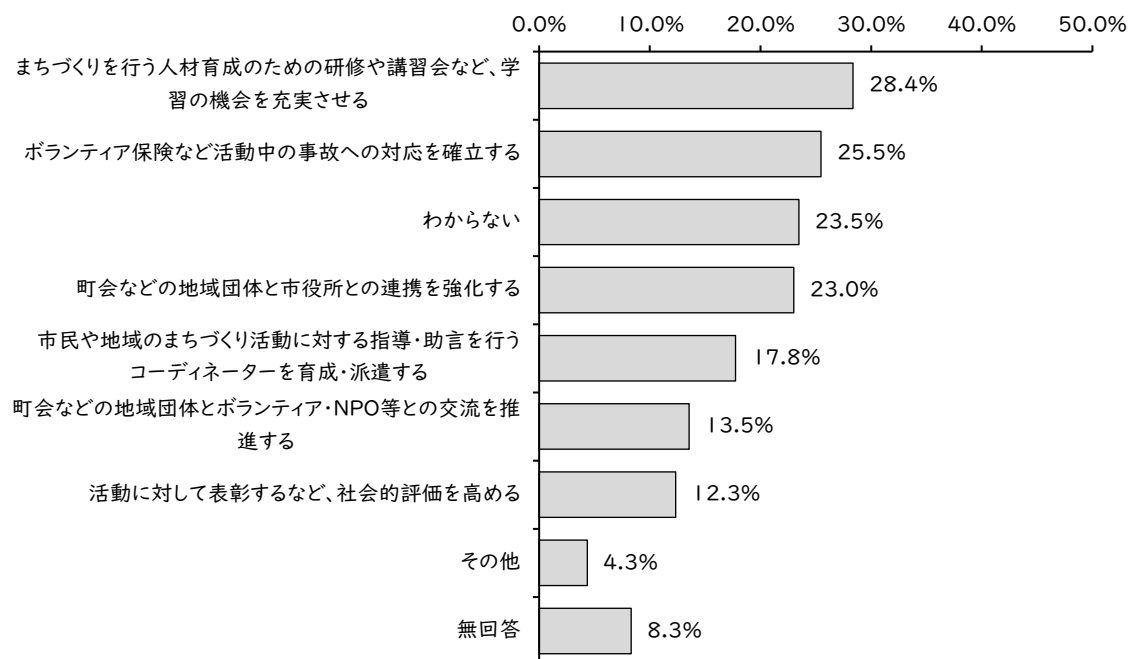
1-2 現在活動していないのは、どのような理由ですか。(1つだけ番号を○で囲んでください。)

「家事や仕事、学業などの事情」がもっとも多く43.2%、次いで「興味がなく、活動したいと思わない」が21.5%、「興味はあるが、内容や参加方法などがわからない」が16.4%となっています。



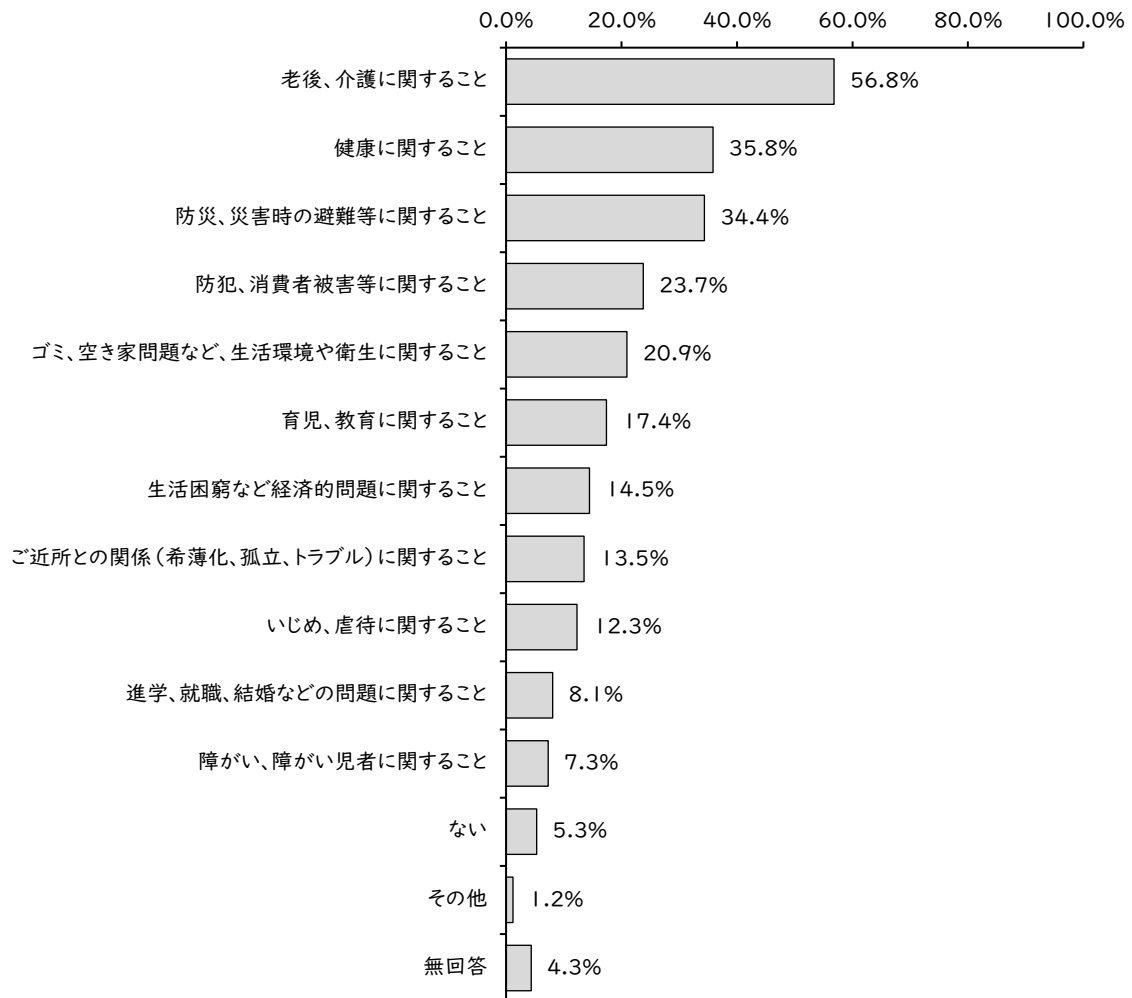
2. 市民活動などをするためには、何が必要であると思いますか。(3つ以内の番号を○で囲んでください。)

「まちづくりを行う人材育成のための研修や講習会など、学習の機会を充実させる」がもっとも多く28.4%、次いで「ボランティア保険など活動中の事故への対応を確立する」が25.5%、「わからない」が23.5%となっています。



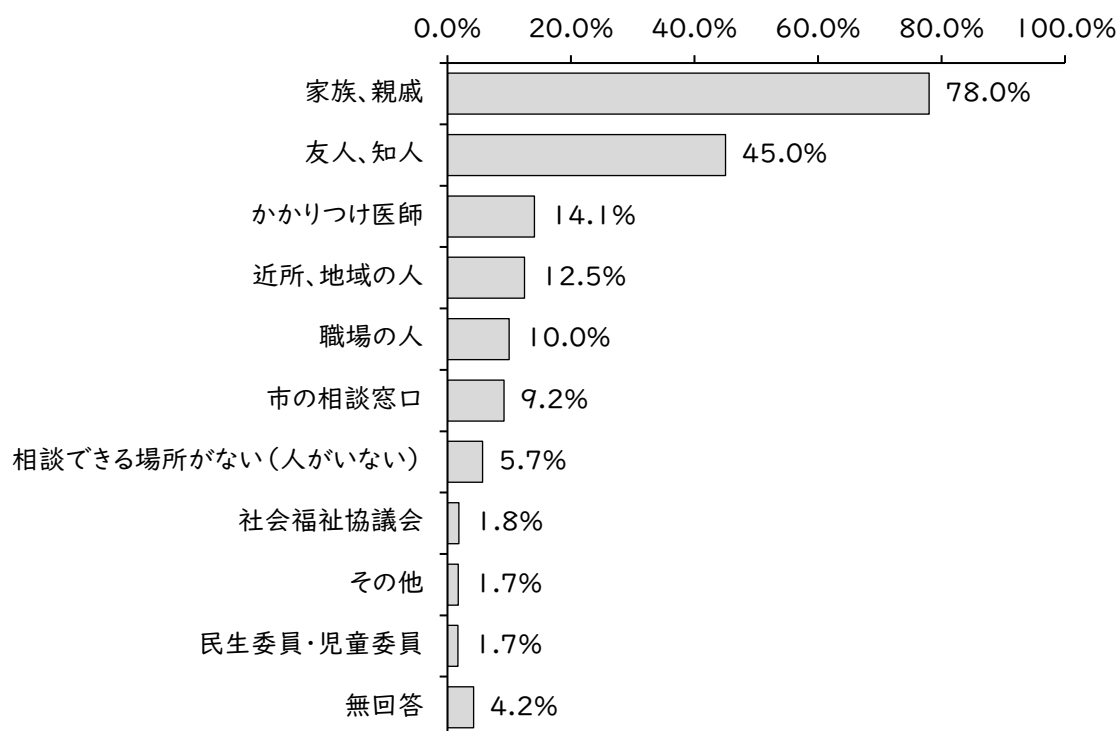
3. 地域福祉について伺います。毎日の暮らしやお住いの地域の中で、心配、不安、気になることは何ですか。（該当するすべての番号を○で囲んでください。）

「老後、介護に関すること」がもっとも多く56.8%、次いで「健康に関すること」が35.8%、「防災、災害時の避難などに関すること」が34.4%となっています。



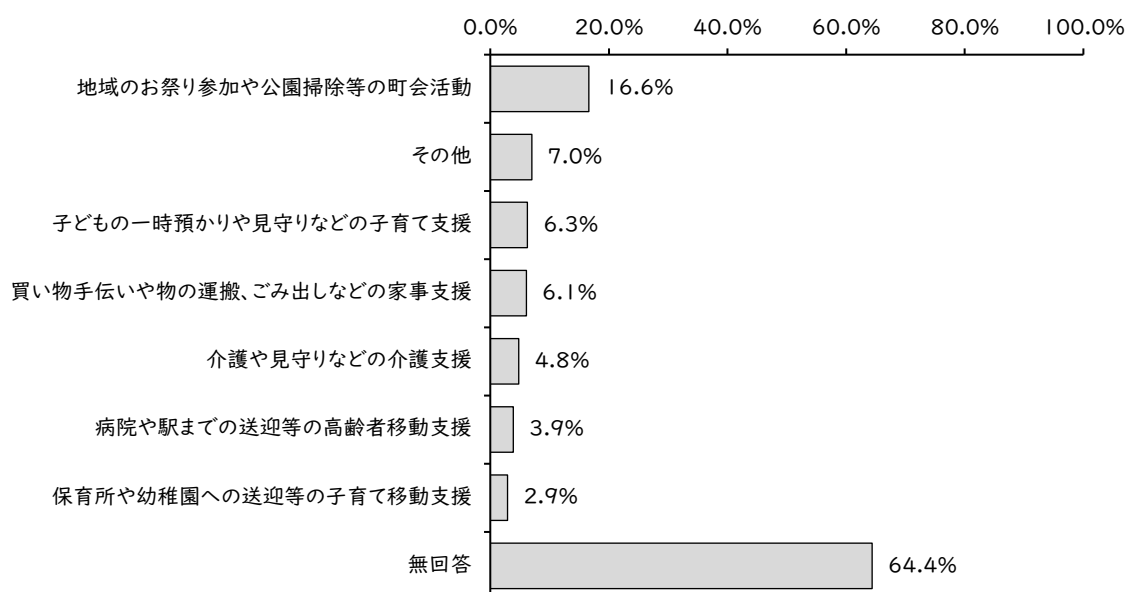
4. 心配、不安、気になることはどこ（だれ）に相談しますか。（該当するすべての番号を○で囲んでください。）

「家族、親戚」がもっとも多く78.0%、次いで「友人、知人」が45.0%、「かかりつけ医師」が14.1%となっています。



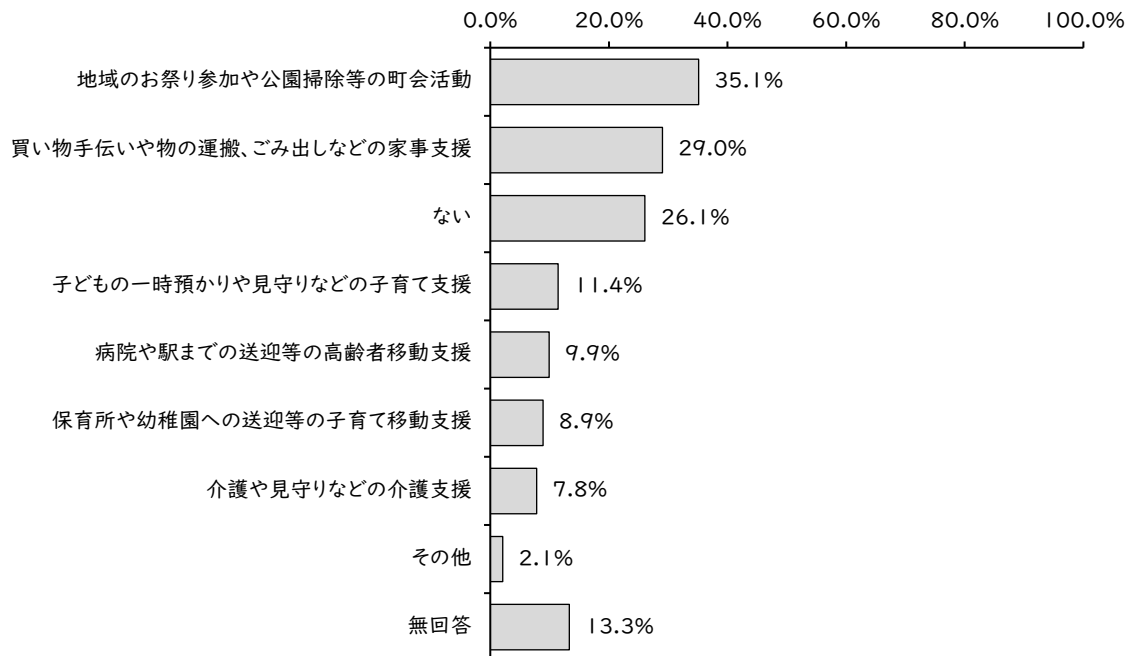
5. 近所、地域の人から相談や助けを求められたことがある方は内容を教えてください。（該当するすべての番号を○で囲んでください。）

「地域のお祭り参加や公園掃除などの町会活動」がもっとも多く16.6%、次いで「その他」が7.0%、「子どもの一時預かりや見守り等の子育て支援」が6.3%となっています。



6. 相談や助けを必要とする近所、地域の人に、あなたができる支援はありますか。(該当するすべての番号を○で囲んでください。)

「地域のお祭り参加や公園掃除などの町会活動」がもっとも多く35.1%、次いで「買い物手伝いや物の運搬、ごみ出し等の家事支援」が29.0%、「ない」が26.1%となっています。

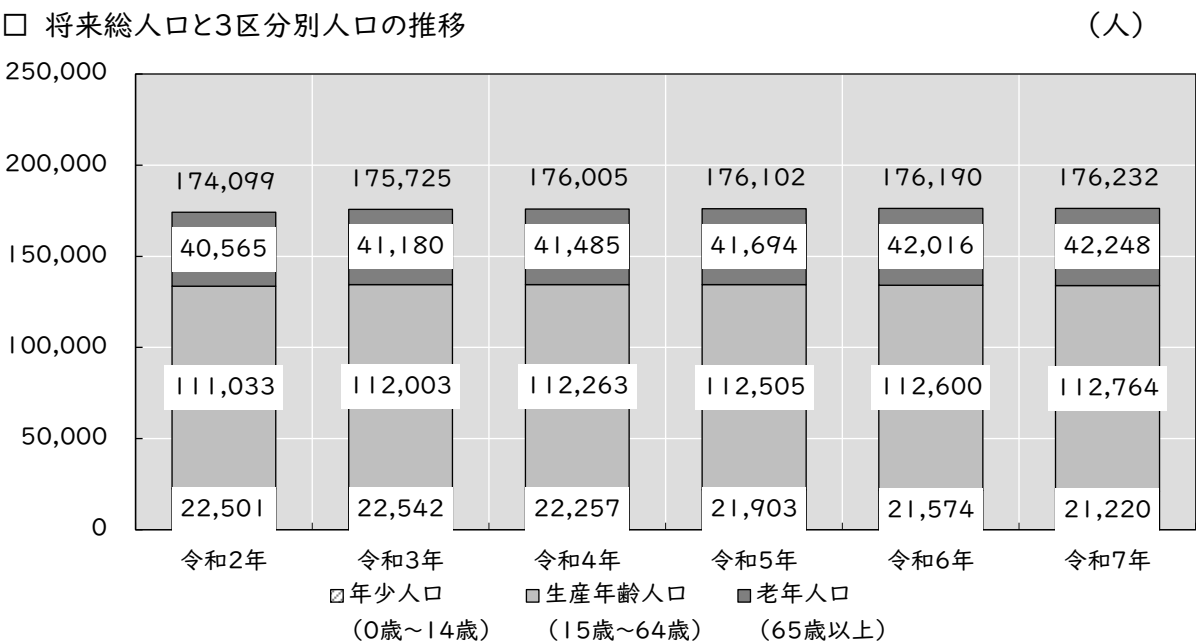


第3節 地域福祉を取り巻く本市の課題

1. 将来人口の推計を踏まえた課題

(1) 将来人口推計

本市の将来人口の推計では、本計画期間中には総人口の増加傾向がみられ、令和7年には176,232人となる見込みです。



資料:「習志野市人口推計結果報告書」

本計画期間最終年の令和7年の人口推計状況では、総人口は176,232人、その人口構成比は、老年人口が24.0%、生産年齢人口が64.0%、年少人口が12.0%となっています。

区分			総数		男性		女性	
推計人口	推計人口		176,232	100.0%	86,906	100.0%	89,326	100.0%
	老年人口 (65歳以上)	後期高齢者(75歳以上)	25,236	59.7%	10,160	55.3%	15,076	63.1%
		前期高齢者(65~74歳)	17,012	40.3%	8,214	44.7%	8,798	36.9%
		高齢者総数	42,248	24.0%	18,374	21.1%	23,874	26.7%
	生産年齢人口(15~64歳)		112,764	64.0%	57,781	66.5%	54,983	61.6%
	年少人口(0~14歳)		21,220	12.0%	10,751	12.4%	10,469	11.7%

資料:「習志野市人口推計結果報告書」

(2) 団塊の世代の移行による後期高齢者の急増

老年人口は、計画期間終了時の令和7年には42,248人と、平成31年3月末対比で約2千人、5.1ポイント増、人口全体に占める割合は24.0%に至ると予測しています。

超高齢社会の進展により、老年人口が増加し続けていく中、平成31年には、後期高齢者人口（75歳以上）が前期高齢者人口（65～75歳未満）を上回っており、さらに、後期基本計画の計画期間内においては、所謂“団塊の世代”の市民が、令和4年から令和6年にかけて、75歳以上となり、後期高齢者層に移行します。

後期高齢者人口は、令和7年には25,236人となり、平成31年3月末対比で約4,800人増と、23.3ポイント急増し、人口全体に占める割合も、14.3%にのぼると予想しています。少子高齢化がますます進展することにより、生産年齢人口層は減少し、税収が減となる一方で、少子化対策の拡大が必要となるとともに、高齢化に伴う福祉サービスや医療に多額の財源が必要となります。

特に、後期高齢者の増大は、医療・介護ニーズを高め、扶助費の急伸をもたらします。こうした中で、超高齢社会への対応は引き続いての強化が必要であり、老後の不安を安心に変えるためのさまざまな取り組み・支援も急務となります。

(3) 少子化による生産年齢人口層の減少とその先の人口減少のはじまり

計画期間終了時の令和7年の生産年齢人口は112,764人、平成31年3月末対比で約2,300人、2.1ポイント増、人口全体に占める割合は64.0%と予測しています。その後、令和9年には113,011人に達してピークを迎え、その後減少に転ずる見込みです。

年少人口は、令和7年には21,220人、平成31年3月末対比で約1,500人、6.4ポイント減、人口全体に占める割合は12.0%と予測しており、令和2年以降、一貫して減少する見込みです。

中長期的に見ると、少子化は生産年齢人口の減少につながっていくため、税負担能力の低下、引いては自主財源比率の低下につながる可能性があり、さらには、消費の減退、地域経済の衰退に結びつき、法人税担税力の縮小へとつながることが予測されます。加えて、本市の総人口は、今後、令和7年をピークとして、その後は緩やかに人口減少に向かうと見込まれます。

このような人口推計を踏まえれば、少子化、その先の人口減少への対応として、子育て支援環境、支援策を充実させるとともに、教育環境の再整備、更なる充実を図り、安心して産み育てられ、未来をひらく教育を受けることができるまちづくりへの取り組みが、引き続き、一層重要となります。

さらに、社会保障を支える、生産年齢人口層を維持・増加させていくための、魅力あるくらしができるまち、また、市内に大学が立地・隣接する特性を生かして学生が卒業後も住み続けるまち、あるいは、将来にわたり住みたいまちとなる等、選ばれるまちとなることを目指さねばなりません。

2. 地域の現状を踏まえた課題

(1) 子ども・子育てを取り巻く状況

出生数は、平成 29 年に減少に転じていますが、全体としては増加傾向にあり、全国的な動向とは異なっていますが、一方で女性の社会進出に対する就労と育児の両立が社会的課題として挙げられていることから、本市においても、引き続き就労と育児の両立を支援する施策が重要となります。今後、子育てと就労の両立ができる社会への取り組み、また、ひとり親世帯への支援など、安心して産み育てられるための、子育て支援施策を強化していく必要があります。

(2) 高齢者を取り巻く状況

高齢化率をみると、すでに超高齢社会に達しており、今後、国・県の高齢化率に近づくものと予測されます。それに伴って、要支援・要介護認定者も増加していくと予測されます。また、世帯構成の変化によって、高齢夫婦世帯や単身世帯が増加傾向にあり、高齢者の見守り等に関する対策が必要となります。そのためには、事業者や行政のサービス提供だけではなく、市民や地域が一体となった、地域での支えあいの仕組みを含む地域包括ケアシステムの深化・推進が重要となります。

(3) 障がいのある人を取り巻く状況

障がい者手帳所持者は年々増加しており、中でも精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、必要なサービスを適切に提供するとともに、市民一人ひとりの理解や支援を得て、地域の一員として認めあうことのできる環境づくりが必要となってきます。併せて、誰もが住みよい良い住環境づくりや障がいのある人の就労支援について民間業者への理解の促進や健常者に対して障がいに関する理解を深められるような啓発活動などを図っていくことが重要となります。

(4) 生活困窮者を取り巻く状況

生活困窮に陥る方々は、就労や高齢に係る問題だけでなく複合的な課題を抱えていることが多く、これらを早期に解決することは困難です。また、生活困窮世帯における子どもの将来に目を向けると、親の経済状況の格差から子どもの教育機関の不平などにつながるという現状があり、貧困の連鎖を断ち切れず生活困窮から抜け出し難い状況が生まれています。生活困窮者の問題解決に向けては、地域でのつながりや生活困窮者自立支援法に基づくさまざまな施策を活用し、包括的な支援を強化していくことが必要です。

3. 福祉の現状を踏まえた課題

(1) 地域のつながりの希薄化に対応する福祉意識の醸成

全国的に地域のつながりの希薄化が問題視されているなか、本市では近所付き合いや自治組織、社会福祉協議会支部の活動が活発に行われていますが、若い世代の地域活動への参加状況が低く、将来的な活動の継続が課題となっています。

本市の市民意識調査では、「仕事」や「家庭の場」以外で活動している人は約2割となっており、多くの市民が「家事や仕事、学業などの事情」により参画できていない状況にあります。一方で、「今後活動してみたい」と考える市民も約2割います。

このような市民の意識が実際の地域における交流につながるよう、自治組織への加入や地域の交流の場づくりについて、継続して取り組んでいく必要があります。また、社会福祉協議会が市内全16支部で実施している「ふれあい・いきいきサロン」と、地域住民が取り組んでいる交流の場「地域サロン」の実施規模、拠点数を拡大します。これらの取り組みによる、各地域内の結びつきの強化と、地域参加機会の提供を通じて、地域福祉活動の担い手の確保につなげていきます。

(2) 身近な生活課題の増加に対応する地域の課題解決力の強化

近年、生活スタイルの変化などを背景に、地域でのつながりの弱まりが全国的に問題となっており、地域での暮らしにおける「社会的孤立」や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援など、さまざまな問題が顕在化しています。本市においても、高齢単独世帯、障がい者手帳所持者、生活保護世帯など、支援を必要とする人が増加している傾向にあり、地域住民一人ひとりが、地域の課題を「我が事」と考え積極的に活動できる、助けあい・支えあい体制の構築が不可欠となっています。

本市の市民意識調査では、「まちづくりを行う人材育成のための研修や講習会など、学習の機会を充実させる」ことが協働型社会を進めるうえで重要とされており、助けあい・支えあい体制の構築のためには、まず人材不足の状況を改善していくことが不可欠となっています。

本市では、地域における福祉活動の担い手として、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域福祉リーダーの育成に取り組んでいます。担い手不足や高齢化が課題となっていることから、市内企業やサービス提供事業者に対する社会貢献活動への働きかけ等、若い世代を巻き込んでいくことが引き続き重要となっています。

また、社会福祉協議会と連携し、必要に応じて適切に専門的機関に繋ぐ、橋渡し役としての機能を持ったコミュニティ・ソーシャルワーカーの活用を検討していく必要があります。

(3) 複雑化する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制の構築

近年、介護と育児に同時に直面する世帯など、個人や世帯単位において複数分野の課題が絡みあって複雑化しており、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応が困難になるケースが浮上しています。

そのため、地域の実情に応じて、高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮といった分野をまたがり、身近な地域で複合的な課題を「丸ごと」受け止める場として、福祉、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まい等に関する多機関が連携した包括的な支援体制の構築が求められています。

一方、本市の市民意識調査では、市民協働に必要な施策として、「まちづくりへの市民参画（まちづくり会議など）の促進」「市民協働にかかわる市民、市民活動団体、企業、学校と市の連携・交流」「町会・自治会活動の支援」が上位を占めており、本市では自治組織などの役割が大きいことがうかがえます。

今後も、町会・自治会などの組織と連携し、関係組織の多職種連携を図るとともに、地域の協力を得ながら、各制度の改革に伴う福祉サービスの充実に対応していく必要があります。加えて、社会福祉協議会を中心とする福祉団体などと連携し、包括的な支援体制を整備していきます。地域住民など自らが他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うとともに、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備を進めていきます。

(4) 社会参加への意識づくりの必要性

少子化や高齢化の進展などを踏まえて、これまでの拡散型の社会から、都市機能などの集積を図る集約型社会への転換を目指す中で、多様化する市民の社会的なニーズに対応した、きめ細かく、効率的・効果的なまちづくりが求められています。

本市においては、市民と行政の相互理解を深めるため、住民が主体となって運営・開催されるまちづくり会議や市民活動団体への支援、各種行政会議への公募参加などにより、行政への市民参画を促進しています。また、社会福祉協議会の事業を通して、市民の地域活動への参加を促しており、行政・地域への積極的な市民参加を目指しています。しかし、本市の市民意識調査では、現在地域で活動している市民は約 2 割となっており、今後も活動の予定のない人は約 5 割となっています。

地域福祉活動への自主的・自発的な活動を促進していくには、福祉に対する市民の意識の向上が不可欠となります。そのため、「人材育成のための研修や講習会など、学習の機会」「活動中の事故への対応」など、不安要素が強い内容について、対応を講じていく必要があります。

本市では引き続き市民協働を促進するため、身近な地域の問題に目を向け、考え、問題解決に向けて自ら行動を起こしていけるように、地域、学校、事業所、家庭など、あらゆる場所や機会を通じて活動に関する情報提供を行い、福祉意識の醸成を図ります。

第4節 計画推進者の役割

1. 自助・共助・公助による取り組み

本計画では、市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会および行政の協働で、ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）に向けた取り組みを進めます。

ソーシャル・インクルージョンとは、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支えあうという理念です。

また、地域福祉の推進にあたっては、市民、団体、行政、社会福祉協議会などが、それぞれの役割を果たしながら、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせ、互いの協力のもと、地域福祉を推進していくことが必要となります。

上記の理念に基づく、地域福祉の推進におけるそれぞれの役割を以下の通りとします。

(1) 自 助

◇ 市民の役割（市民：個人、家族）

市民は、まちづくりの主体であり、地域福祉推進の主体です。地域をはじめ行政、社会福祉協議会の活動・行事などに主体的に参加して、地域の課題に対して積極的に意見や要望を発信する役割があります。

また、地域福祉社会の一員として、地域の課題に関心を持ち、人との絆を大切に、やさしさと思いやりの心でつながるよう努めます。

(2) 共 助

◇ 地域の役割（地域：隣近所、町会・自治会など、まちづくり会議、自主防災組織、老人クラブ等）

都市化、核家族化などの影響により地縁的つながりが希薄となっていく中において、地域には、個人や家庭だけで解決することが難しい問題に、ともに取り組み、住みやすい地域社会をつくる重要な役割があります。

特に、町会・自治会などやまちづくり会議の自治組織は、地域のまとめ役として、行政が把握しにくい福祉ニーズを集約することができます。また、行政が対応できない部分を補ったり、地域住民の福利厚生を提供したりする役割を果たします。

さらに、社会的孤立、家庭内での虐待などの深刻な生活課題に対するもっとも身近な拠り所として、地域福祉を推進する役割があります。

◇ 福祉団体・事業者の役割

福祉団体：民生委員・児童委員、高齢者相談員、介護相談員、母子保健推進員、障がい者地域共生協議会、当事者団体、福祉ボランティア団体、NPO法人など

事業者（福祉事業者）：介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、福祉事業を実施しているNPO法人など

事業者（民間事業者）：企業、一般事業者

多くの福祉団体・事業者が、専門的知識と技能を生かし、福祉ニーズが多様多様にわたる地域の中で、率先して地域福祉を推進しています。

福祉団体・事業者は、地域に根差したきめ細かい活動を展開して、親身になって市民の不安の解消を図るとともに、個々の市民ニーズを充足するため、連携しあって新しいサービスを創造する役割もあります。また、利用者一人ひとりにあった専門的なサービスを提供するとともに、地域住民の一人として、地域の福祉交流などの活動に積極的に参加します。

◇ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、公共性・公益性の高い、市民にもっとも身近に関わる社会福祉法人として、地域福祉を推進する中心的役割を担っています。

行政が法制度に基づいてサービスを提供するのに対し、社会福祉協議会は福祉の手助けが必要でありながら「制度と制度の隙間」であるがゆえに行政からのサービス提供が難しいニーズに対し、サービスを実施、または創出します。

そして、社会福祉協議会は行政とともに、福祉の両輪の一つとして、関係団体・地域住民の活動のリーダーとしての役割を担います。

(3) 公 助

◇ 行政の役割

行政は、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現しなければなりません。本市の現状を踏まえ、かつ将来を見据えた行政計画を策定し、施策の効果、負担のあり方についても検討し、公平・平等の原則に基づき必要なサービスを計画的に提供します。

さらに、市民協働でソーシャル・インクルージョンに向けた取り組みを進めるため、これまで本市に築かれた豊かな福祉資源である市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会と調整・連携しながら、地域福祉を推進する役割を担います。

第4章 計画の基本姿勢

第1節 計画の基本理念

1. 基本理念設定の考え方

近年の社会福祉政策は、「協働」による地域福祉の推進を重点的に捉えており、本市においても、分野にとらわれず、あらゆる人の連携、協働が求められています。

連携、協働にあたっては、市民の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の形成を目指すことが重要となります。

この方向性を踏まえ、本市では第1期計画の基本理念を踏襲しつつ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指し、施策推進に取り組めます。

2. 基本理念

人は誰しも、住み慣れた地域で人と人との絆を深めながら、心身ともに健やかで、笑顔に満ちた生活を送りたいと願っています。

この、すべての市民の望みを実現するためには、年齢、性別、あるいは障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民が、地域の一員として社会参加を続けることができる包容力のある地域、そして、互いを認めあい、受け入れることのできるやさしさのある社会を醸成していかなければなりません。

そのためには、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支えあい、あらゆる人の存在価値を認める「ソーシャル・インクルージョン」に向けて取り組むとともに、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を地域住民の皆さんとともに進める必要があります。

本市では、基本構想の将来都市像として掲げる「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を受け、福祉行政においては、「住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔に満ちた生活を送りたい」という市民の願いを実現させるため、あらゆる世代が健康で笑顔で暮らせるまちづくりを基本的な政策の一つとして位置づけています。

従って本計画では、すべての市民がともに生き、支えあうやさしさのあるまちづくりの方向性を明確にし、それに向けた市民や行政の行動を具現化する必要があると考え、本市の目指す地域福祉社会の姿として、以下のように掲げます。

すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、

包容力とやさしさのあるまち

第2節 計画の基本目標

1. 基本目標設定の考え方

計画の基本理念の実現に向けて、効果的に取り組むため、本計画においては、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しています。

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

- ◇ 福祉サービスを必要とする地域住民は、日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会を構成する一員です。
- ◇ すべての市民が主体的に社会参加できる環境を整備するとともに、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指します。

基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち

- ◇ 誰もが社会参加できるまちは、市民一人ひとりが多様な生活課題をお互い認め、受け止めてともに活動できる、支えあい、助けあいのあるまちです。
- ◇ すべての市民が地域の一員として自己実現でき、さらには地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要です。ひいては地域の活性化につながります。

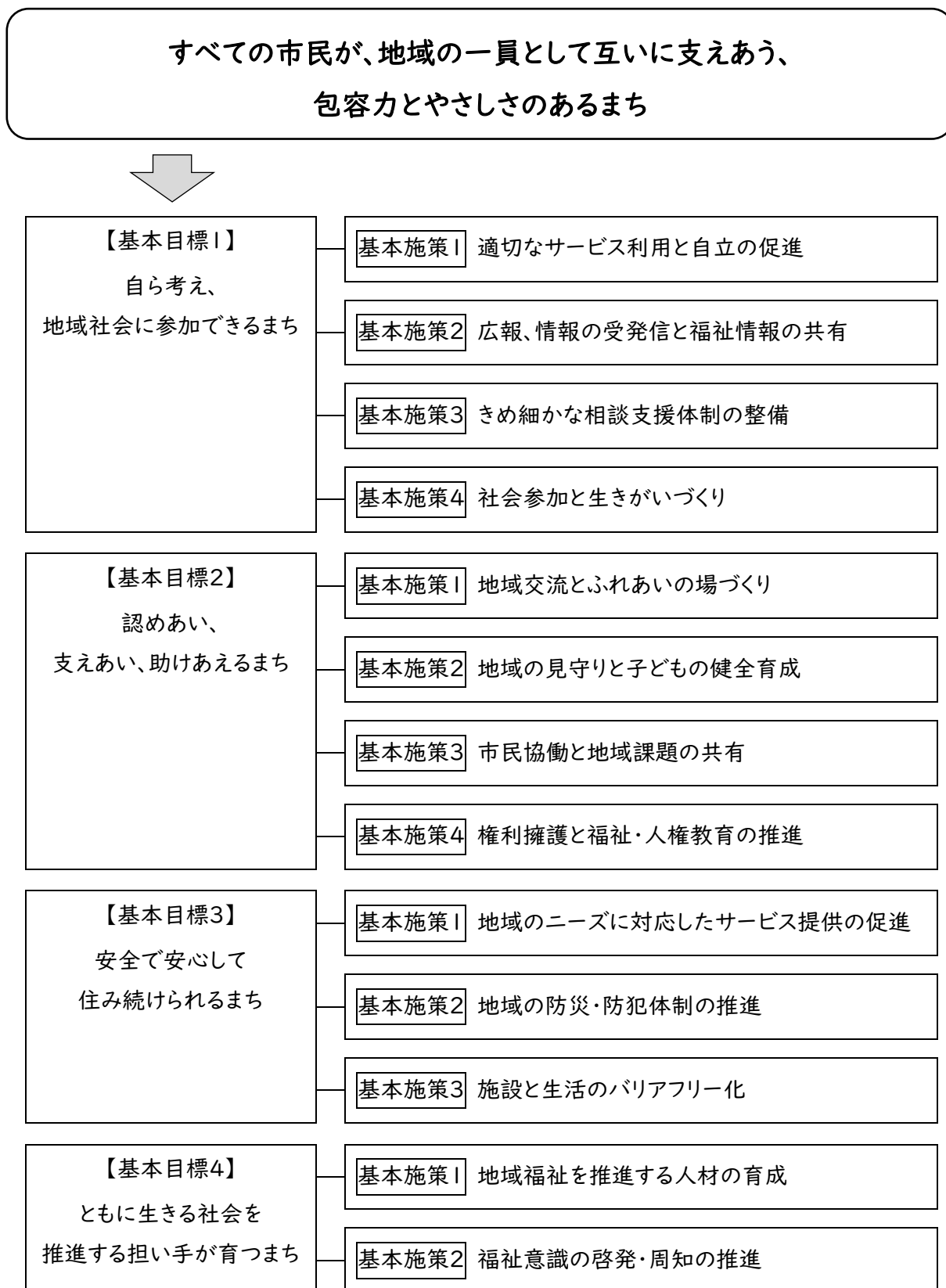
基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

- ◇ 社会生活の中で配慮の必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活するための第一歩であり、自立した生活につながります。
- ◇ バリアフリー等のハード面としての生活環境の整備の他、地域のつながりや各団体の活動などのソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、すべての市民が住み続けたいと思うまちを目指します。

基本目標4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

- ◇ 地域福祉計画の目指す社会を実現するためには地域における活動を支える担い手が必要です。担い手である関係機関や各団体などの連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちを目指します。
- ◇ そのための福祉教育の機会や地域福祉に関する理解を広げるためのきっかけをつくり、本市の地域性に基づいた福祉文化の創造・発展につなげます。

2. 施策の体系



第5章 目標別の施策の展開

基本目標Ⅰ 自ら考え、地域社会に参加できるまち

基本施策Ⅰ 適切なサービス利用と自立の促進

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者への包括的な支援が求められており、包括的な支援として、個人に向けた支援の他に、地域ネットワークの強化・社会資源の開発などの環境づくりが求められています。
- また、生活困窮者は、長期間の離職や多重債務、住まい、家族関係、障がい、傷病、ひきこもり、介護など、多様かつ複合的な問題を抱えていることも多く、地域で孤立している場合もあることから、支援の対象となる方の把握や包括的な支援が重要となっています。
- 高齢者の増加に伴い、要支援認定者については一部のサービスが介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されました。これにより、従来以上に地域や各種団体などによる支援のあり方が求められています。特に団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、「地域包括ケアシステム」を具体化することが急務とされています。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、地域共生社会の実現による障がいのある人の地域や社会への参加水準の向上が求められているとともに、障害者虐待防止法による障がいのある人の権利擁護についても一層の充実が求められています。
- 子育て支援、障がい福祉、高齢者福祉の各分野において、医療ニーズは高い割合を占めるものであり、各分野と医療分野との連携が求められています。
- 社会福祉協議会では生活支援事業の対象とならない方への支援活動として、市民助けあいをもとに、支えあいサービス事業を実施し制度間の狭間をつなぐ取り組みを行っています。

□ 施 策 の 考 え 方

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、保健医療、福祉などの支援を必要とする人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供し、これらの人が、地域で暮らすことができるよう施策を展開します。
- 障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会づくりが求められており、本市においても地域共生の理念に基づくサービスの実施を図ります。
- 医療・介護連携体制の充実など、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、誰もが安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。
- 生活困窮者の自立に向け、庁内外のさまざまな関係機関や地域ネットワーク等との連携を深めながら、一人ひとりの課題や状況に応じた適切な支援が図られるよう、生活困窮者自立支援法に基づく各種支援方策を計画的に推進します。
- 社会福祉協議会や各団体などとの連携をさらに深めるとともに、これまでの枠組みにとらわれず、福祉、保健、雇用、教育、住宅、産業など多方面にわたる分野および地域住民の協力を得ながら、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを行います。
- 特定教育・保育施設などの整備にあたっては、市民のニーズの把握を行い、需要量に応じた特定教育・保育施設を整備し、適宜実績値と需要量の補正を行い、特定教育・保育施設の確保策を講じます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 障がいのある人の日常生活での不便や、改善要因などを発見した場合、関係機関や地域と連携し、その解消に努めます。
- 生活困窮や法制度などへの理解を深め、支援が必要な人への情報提供に努めます。
- 自分にあった福祉サービスを選べるよう、福祉サービスの知識を持つよう努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 福祉に関する講演や説明会などを積極的に企画・開催して、福祉に対する理解や学びの機会づくりを進めます。
- 地域でサービスが必要な人を把握したら、サービスに結び付けることができる関係機関へつなげるように努めます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 状況に応じ、必要な機関へつなぎ、自立支援に努めます。
- 福祉サービスが必要と思われる市民が適切なサービス利用によって、より快適な生活が送れるよう、行政などの関係機関と連携します。
- 利用者のニーズにあったサービスを提供できるよう市と連携し、新しいサービスの導入や質の向上を目指します。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を通じて、判断能力が不十分な人が適切なサービスを受けながら地域で安心して暮らせるよう支援を行います。また、本事業を、より一層活用していただけるよう、周知に力を入れます。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 生活困窮者自立支援法が定める、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な支援を実施します。
- (イ) 生活困窮者自立支援制度について周知啓発するとともに、生活困窮者の実態と課題の把握・分析を行い、支援の充実を図り、市民や専門機関との連携による自立支援を行います。
- (ウ) 住み慣れた地域において、個々の課題に合った「医療」と「介護」のサービスが専門職の連携の下で提供されるとともに、ニーズに応じた「生活支援」と「介護予防」が地域住民を含む幅広い担い手によって提供されることにより、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。なお、具体的な内容は、個別計画の中で位置づけます。
- (エ) 介護保険制度などの高齢者保健福祉サービス、障害福祉サービス、子育て支援のサービスについて、法に基づき適正に提供するとともに、必要なサービスが適宜利用できるよう市民へ周知します。
- (オ) 施設や病院で生活する障がいのある人が、地域での生活へ移行できるよう、居住支援や福祉サービス提供体制の充実に取り組みます。
- (カ) ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センターを中心に、子どもの支援にあたる施設や幼稚園、保育所、こども園、学校、子どもの関連施設などと連携・交流を図り、障がい児支援の向上に取り組みます。
- (キ) 障がいのある人の就労支援を推進するためには、雇用主となる事業者の障がいに対する理解を深めることが重要となります。習志野商工会議所および習志野市商店会連合会などの協力を得ながら、障がいのある人の就労に関する啓発や理解の促進に取り組みます。併せて就労を支援する障害福祉サービス等の利用を促進します。
- (ク) 働くことに悩みを抱えるニート等の若者の職業的自立を支援するため、NPO法人などが運営する「地域若者サポートステーション」等と連携して就労支援の情報を収集し、提供します。

基本施策2 広報、情報の受発信と福祉情報の共有

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 地域には、子育てをしている人やひとり暮らし高齢者などで悩みや不安を抱え、誰にも相談できず、また、必要な情報が入手できない人が増える傾向にあります。そのため、そうした人々に対し、気軽に相談できる環境の整備や、必要な情報を適切かつわかりやすく、より効果的に提供する体制の整備が求められています。
- さまざまな媒体を通じた情報提供体制の充実や、身近な相談窓口の整備・充実に取り組んでいますが、情報提供を効果的に行えているかが課題となります。
- 必要な情報が必要としている人に届き、気軽に困りごとを相談できるしくみをつくるためには、社会福祉協議会や関係機関、団体などと緊密に連携し、情報の共有化を図るとともに、安心して相談できる窓口づくりに努めることが重要となります。

□ 施策の考え方

- 地域に暮らす誰もが情報を得られる環境にあり、地域内で情報が共有される等、地域全体に情報が行き届く情報提供体制の構築を進めます。
- 福祉サービスを必要とする人に ICT を効果的に活用することで、わかりやすく情報提供を行い、サービス利用の拡充を図ります。また、福祉サービスを円滑に切れ目なく受けられるよう、福祉サービス事業者や医療機関、行政、地域内福祉関係者との連携を密にしていきます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 町会・自治会などが発行する地域の情報紙、社会福祉協議会の発行する「ふくし習志野」、社協支部が発行する支部広報紙を活用し、積極的に地域の情報を収集します。
- 身近な場所での集まり等に参加し、情報の交換・共有を行います。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 地域の新聞、チラシ等を活用し、地域の問題や課題を発信する等、活動の輪の拡充・普及に努める他、市の出前講座などを活用する等、最新の福祉情報やサービス内容の理解に努めます。
- 地域でサービスが必要な人を把握した際には、サービスや相談機関を伝える等して助けあいます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 地域のニーズを踏まえ、地域福祉の推進に役立つ情報・知識の提供を行います。
- 広報習志野や地域の団体などから発信される情報を共有し、必要な人に速やかに伝えます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 広報紙「ふくし習志野」やホームページを活用しながら、社会福祉協議会が相談窓口であることの周知に取り組みます。また、相談内容をしっかりと受け止め、関係機関と連携を図りながらその生活課題の解決を図る相談支援体制の充実を図ります。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 一人ひとりの状況とタイミングにあった情報提供の方法（広報習志野、市ホームページ、スマートフォン・タブレット等の ICT の利活用、他）を検討するとともに、福祉情報をわかりやすく、ユニバーサルデザイン等に十分配慮します。
- (イ) 障害者総合支援法および障害者差別解消法などの法趣旨・理念に基づき各種事業を実施するとともに、市民や地域、団体、事業者などへ広く周知啓発に努めます。
- (ウ) 図書館での録音図書や大活字図書の充実や、文字情報を音声化した「声の広報」、点字化した広報習志野の作成など、障がいのある人への合理的な配慮に努めます。また、障がいの理解に向けて、啓発講座の実施、障がい者団体や障害福祉サービス事業所の活動などの情報を、市ホームページ等で発信します。
- (エ) 手話および要約筆記は、聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段として重要な役割を果たしています。今後も手話通訳者および要約筆記者の計画的な養成に取り組み、聴覚障がいのある人の社会参加を支援します。
- (オ) 災害発生などの緊急時の対応を含め、障がいのある人へ直接、迅速に映像や音声などによる情報が伝達できる仕組みおよび情報通信技術を活用した新たな伝達手法についての検討に取り組みます。
- (カ) 介護保険制度、障がい福祉制度に関する情報などについては、事業所からサービス利用者へ情報が確実に伝達されるよう、事業所に対する説明会を実施します。また、サービスが必要な利用者に必要な情報が届くよう、相談しやすい環境を整えます。
- (キ) 妊娠中から子育てのそれぞれの時期に合わせた子育て情報を、「すこやか習志野っ子ファイル」「子育てハンドブック」等を用いて提供します。

基本施策3 きめ細かな相談支援体制の整備

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 「相談」は、各サービスや団体との連携の第1段階であり、利用者にとっては「最初の窓口」となることから、相談体制の構築と機能の強化は、利便性の向上を図る上で常に求められる課題となります。
- 行政の相談窓口は専門分野ごとに分かれているものの、周知が不十分であることからどこに相談したらよいかわからないと感じる人がいます。このため、総合的に相談できる窓口を整備していく必要があります。
- 特に福祉に関する相談はケースが多様化し多岐にわたるため、適切な対応とともに、迅速な関係機関との連携が必要となっています。
- 情報を取得する方法が多様化したとはいえ、いまだに行政情報の取得は広報習志野や市ホームページのニーズが高く、適切な紙面構成や、情報発信の工夫が求められています。

□ 施策の考え方

- 相談体制の構築は、社会福祉協議会を中心とした各種団体や関係各課との連携が不可欠であり、窓口対応の迅速化や簡素化を図り、必要とされる適切なサービスへの案内に努めます。
- 適切な情報発信を図るため、市民や地域ニーズの把握や、必要とされる情報の簡素化など、利用者の利便性を考慮した情報発信に努めます。
- 市と社会福祉協議会が連携をしながら、地域生活課題について、複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題などで対応が難しい場合、それらを多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の構築に向けて検討します。
- 地域共生社会の実現に向けて、育児、介護、障がい、生活困窮、またこれら複合的な課題を抱えた世帯全体を包括的に受け止める相談支援体制を構築し、市全体の課題解決力の強化を目指します。
- 市役所などの窓口来訪時や、活動の場として利用頻度のある公民館などの施設での活動の機会を活用し、効果的な情報発信に努めます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 広報習志野や回覧板などを活用し、地域内における情報の収集や伝達を図りながら、地域の連携強化に努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 隣近所との信頼関係を築き、地域ぐるみで困り事などの解決に取り組むとともに、関係機関につなぐことに努めます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 相談を受け付けた場合、適切な対応を図るとともに、対応が困難なケースは、他の機関へ連絡し、連携を図るように努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 広報紙「ふくし習志野」やホームページを活用しながら、社会福祉協議会が相談窓口であることの周知に取り組みます。また、相談内容をしっかりと受け止め、関係機関と連携を図りながらその生活課題の解決を図る相談支援体制の充実を図ります。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 介護、障がい、困窮、子育て等分野を問わず、対象者に寄り添いながら相談支援を行う包括的な支援体制の整備に取り組みます。
- (イ) 社会福祉協議会と連携し、コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）を活用し、制度の狭間にあって必要な支援を受けられない人の課題解決に向け取り組みます。また、地域での見守りネットワークや相談支援機関と連携を図りながら、支援を必要とする人を必要なサービスにつなげていきます。
- (ウ) 民生委員、高齢者相談員による、見守り対象者の把握や活動内容の整理を進め、高齢者相談センター（地域包括支援センター）とともに地域での高齢者の見守り体制の強化に取り組みます。
- (エ) 障がいのある人への相談窓口を充実することにより、個々の障がいに応じたきめ細かな相談を身近な地域で受けられるよう体制の整備を図るとともに、相談支援に関わる職員の資質の向上に取り組みます。また、障がい者相談員、民生委員・児童委員、障がい者団体などと連携し、相談支援に関する情報や課題の共有化を図るとともに、基幹相談支援センターの設置の検討を行い、相談支援体制の充実に取り組みます。
- (オ) 特別支援教育のさらなる充実に向けて、教員の資質向上に努めるとともに、各児童生徒に個別の教育支援計画を作成し、それぞれの子どもにあった計画的な支援に取り組みます。また、通常学級担任、特別支援教育コーディネーターに向けた研修を実施し、多くの教員へ特別な支援を要する子ども達の理解を図ります。
- (カ) 総合教育センターにおける相談機能の充実を図るため、ひまわり発達相談センター等の関係機関との連携を図ります。また、発達障がい、不登校など多様化する相談業務に対応する専門職の配置に努め、総合教育センターの機能充実に取り組みます。
- (キ) ひまわり発達相談センターでは、発達障がいのある子どもをはじめとした成長・発達に課題がある児童と保護者の相談支援の充実を図るとともに、ピアサポートのための保護者の仲間づくり、学習の機会の充実により、保護者間の繋がりをつくり、対象児童の家族支援に取り組みます。
- (ク) 各障がいの分野に専門性を有する相談支援事業者との連携強化を図り、相談支援が必要な障がいのある人の把握と発見および適切なケアマネジメントを提供できるように努めます。また、民生委員・児童委員や地域の協力のもと、相談支援が必要な障がいのある人の把握と発見に取り組みます。

- (ケ) 安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供や子育て相談を行う、こどもセンター・きらっ子ルームの周知を図ります。また、必要に応じて専門の相談機関と連携しながら個々の家庭に応じた支援に取り組めます。
- (コ) 妊娠届出時の個別面接、健康相談、健康診査事業などにより、子育て等に関する相談に応じ、必要な情報を提供し、関係機関との連携の下、妊娠期からの切れ目ない支援を行ないます。
- (サ) さまざまな家庭の育児不安に対応するため、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し、個々のケースに対応した相談・支援を行います。加えて虐待の未然防止・早期発見・対応の体制を強化し、すべての子どもと子育て家庭が自立し、安心して暮らせるよう支援の充実を図ります。
- (シ) 生活保護受給者、税金や保険料の公共料金の滞納者や滞りがちな人、その他の生活困窮者に対し、早期に、包括個別的で適切な助言・援助ができるよう窓口の充実を図ります。また、ライフライン事業者と連携し、料金の滞納などにより供給停止を受けている、または受けるおそれのある潜在的な生活困窮者に対しても、援助が可能となるよう関係機関との情報の共有化に取り組めます。
- (ス) 生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための全庁横断的支援体制を構築することを目的とした生活困窮者自立支援事業庁内連絡会議を開催し、情報共有、連携に努めます。

基本施策4 社会参加と生きがいづくり

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 少子・高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会など、雇用環境は厳しさを増しています。また、働く意欲がありながら身体的機能、年齢、家庭状況などによって就労が阻害されている人達にとって、就労が困難な状況となっています。
- 障がいのある人の社会参加として、就労分野でのニーズが高まっており、企業や事業主への意識啓発や、就労の機会づくりが求められています。
- 市民が地域のつながりの重要性を意識し、積極的に交流をすることができるよう、地域の行事やイベント等への参加を促進し、ふれあいや交流活動を通じて地域の絆を深める必要があります。

□ 施策の考え方

- 地域における日常的な交流を促進するきっかけづくりとして、交流場所や機会の充実に取り組む、市民が世代を超えた支えあい・助けあい活動に取り組むことができるよう、世代間交流の促進や身近に集まることができる仕組みづくりを推進します。
- 障がいのある人となない人、地域や団体との交流の機会づくりを図るとともに、日ごろからのふれあい等、日常生活での交流の機会づくりに取り組みます。
- 若者や子育てをしている親が、身近な地域で福祉活動に関心を持ってもらえるようなきっかけづくりや気軽に活動を体験できる機会をつくります。その他、生きがいづくり教室などを充実し、退職者世代、高齢者の社会参加への意識を高めていきます。
- 地域を基盤に活動する団体やボランティア等が活動しやすい環境を整備するとともに、関係機関との連携を強化することで、地域活動・ボランティア活動を促進します。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 地域の行事や活動に誰でも参加しやすい配慮を加え、地域で声をかけあって参加者を増やし、地域の活動を活発化させます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 地域の団体や福祉事業者などが連携し、活動成果の共有などを図り、ともに地域福祉の推進組織として、福祉活動への取り組みに努めます。
- 就労の機会づくりや、障がいのある人の就労支援に積極的に協力し、働きやすい環境づくりに努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 地域福祉活動に参加意欲のある団体や個人に対して、市内 16 か所で展開している社会福祉協議会支部活動や市民活動団体の取組例を示しながら、社会参加やいきがいつくりの支援をしていきます。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 多様化する市民のニーズに応えられる魅力的な講座やカリキュラムを公民館、市民向けの講座などで提供します。また、新たな利用者・参加者を確保するため、講座の実施については、多くの人が参加できるよう日時・場所・保育などに配慮します。
- (イ) 習志野市民カレッジでの講義の内容および進め方などについて、さらなる充実を図り、学びの成果を活用できる基盤整備の充実に取り組みます。
- (ウ) 広報習志野や市ホームページを活用した情報提供の他、サークル活動などを集約し、窓口でも情報提供できる体制を整え、多くの市民の参加の促進に取り組む他、障がいのある人を支援しているサークル活動などの取り組みについて積極的に周知します。
- (エ) 年齢や障がいの有無に関係なく文化・スポーツ活動への参加が促進されるよう、コミュニケーション支援や社会参加促進の場の提供などに取り組みます。
- (オ) 高齢者の持つ知識や技能を、さらに生かしつつ、生きがいやふれあいを楽しめるよう、「さくらの家」や「芙蓉園」での指定管理者の特性を生かしたサークル活動の促進とシルバー人材センターへの支援に取り組みます。
- (カ) 高齢者の就労だけでなく、社会奉仕活動の場の提供、高齢者の生きがいづくりや健康維持の役割を担うシルバー人材センターの活動を支援します。
- (キ) 性別や障がいの有無を問わず社会参加や参画、職場訓練などの場の整備に取り組みます。また、障がいのある人の一般就労の経験者と就労を目指す人の交流会などを実施し、就労上の課題の抽出に取り組みます。
- (ク) 特別な支援を必要とする子どもたちに対して、自立と社会参加を促進するため、個別の教育支援計画に基づき、長期的な視点をもって個々のニーズにあった支援を進めます。また、教職員などに対する研修により、特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けた職員の数を増やし、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。

基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち

基本施策1 地域交流とふれあいの場づくり

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 地域共生社会の実現に向けては、市民や地域への意識啓発、理解促進が不可欠であり、交流の機会づくりや周知活動などの充実を図る必要があります。
- また、年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関係なく、誰でも自由に訪れ、時間を過ごす中で、人との交流が持てたり、ちょっとした共感や助けあいが生まれたりするような居場所や交流の場づくりを支援していく必要があります。
- 本市では、社会福祉協議会を中心に高齢者の「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」、障がいのある人に対する各種支援事業など、交流やふれあいの場を設けるための事業を実施してきましたが、地域との接点や近所付き合いが減少している中、ニーズの高い事業や拠点活動を通じた関係作りが重要となります。

□ 施策の考え方

- 地域福祉活動は、地域内における世代を超えた市民同士の交流がその下地となるものです。こうした交流が活発に行われるように、その舞台となる地域に開かれた場所や拠点が、有意義に活用されるように取り組みます。
- 地域や団体との交流の機会づくりを図るとともに、日ごろからのふれあい等、日常生活での交流の機会づくりに取り組みます。
- サロンや公民館活動などを通して、日ごろの居場所づくりを推進し、日中独居、地域からの孤立といった状況の解消を図ります。
- 地域の居場所づくりにあたっては、地域の団体や、市民との協働による活動・運営に努め、地域に応じた居場所の確保を図ります。
- 習志野市公共施設等再生基本条例に基づき、地域や市民ニーズに即した施設配置を行います。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 誰もが参加しやすい環境づくりのため、集合場所や活動内容への配慮に努めます。
- 多様な活動で利用できるよう、施設の適正な利用に努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 地域でのつながり意識を高めるため、あいさつや声かけ等の他に、地域のまつりや行事に
取り組み、交流に努めます。
- 社会福祉施設の利用者との交流や、地域行事への参加の呼びかけ等、地域の一員として
社会福祉施設や施設入所者と交流します。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 地域の団体間の連携を図り、より多くの利用者の交流の機会づくりに努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、ひとり暮らし老人食事サービス事業などの社会
福祉協議会支部活動を通じて、地域交流とふれあいの場の充実を図ります。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) あらゆる世代の健康づくりやさまざまな活動、憩いの場となる公園や緑地を、安心・安全に利用できるよう整備の推進を図るとともに、市民参加による公園などの維持管理や花壇づくり等、緑を支える市民活動の推進に取り組みます。
- (イ) 「高齢者ふれあい元気事業」、地域・世代間交流の場となっている町会・自治会などの行事、サロン活動など社会福祉協議会の支部活動の広報周知を強化し、より多くの地域の方々に参画していただけるよう取り組みます。
- (ウ) 地域で高齢者を敬愛するとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加することで多くの高齢者が地域の方々とふれあうことを目的とした「高齢者ふれあい元気事業」を町会・自治会などが広く実施できるよう支援していきます。
- (エ) 本人やその家族、地域住民などの誰もが集まれる場であり、認知症に関するさまざまな困りごとを相談したり、情報交換できる場であるならしのオレンジテラスの設置支援をします。
- (オ) 世代や障がいを超えてすべての人がふれあうイベントである「福祉ふれあいまつり」、障害福祉サービス事業所の開催イベント、物品などの販売、福祉交流スペース・ふれあいゾーンの活用などにより、地域における新たなふれあいやつながりの創出と周知に取り組みます。
- (カ) 幼稚園・保育所・こども園を地域に開放する等、孤立しがちな子育て家庭の負担軽減を図る他、こどもセンター・きらっ子ルームの充実などに取り組み、子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、育児情報の提供の場づくりに取り組みます。併せて育児サークルの育成・交流などの支援に取り組みます。
- (キ) 乳幼児を連れて、安心して外出できる環境を整えるため、授乳やおむつ交換ができる場である子育て応援ステーションとして、事業所などの協力を得て、子育て家庭を地域で支える機運の醸成に取り組みます。

基本施策2 地域の見守りと子どもの健全育成

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 普段から地域をよく知ることや、近所付き合いをし、お互いの顔の見える人間関係を築いておくことが「互助・共助」へとつながり、地域における支えあいの強化につながります。しかし、高齢化の状況は地域毎に異なる他、一戸建ての多い地域やマンション等の集合住宅が多い地域など、さまざまな地域特性があります
- 現に社会から孤立していたり、ともすれば孤立するおそれのある世帯については、行政機関における情報や地域における重層的な見守り体制を通じて把握し、適切な支援につなげていく必要があります。
- 子育てを取り巻く環境が変化する中で、安心して生み育てられるよう、子育て支援の充実が求められています。
- 育児の不安や悩みを抱える子育て家庭が増えていることから、普段の暮らしの中での地域や隣近所による支えあいや、相談体制、保護者同士の交流の機会づくり等、不安や悩みをひとりで抱えない環境づくりが求められています。
- 近年、「子どもの貧困」が顕在化しており、特に親の経済的格差に伴う子どもの教育格差が、「貧困の連鎖」を生む一因とされています。

□ 施策の考え方

- 社会福祉協議会を中心に、社会福祉協議会支部や構成団体などとの連携を強化し、地域課題の収集、解消方策の検討、支援の体制づくり等、包括的な支援のあり方を検討します。
- 子育て支援は、家庭のみならず、地域や保育・教育施設、その他の事業所などによる多様なサービスが求められており、本市においても利用者の利便性を考慮したサービス提供のあり方を検討します。
- 放課後や休日の子どもの「居場所」づくりや、「学びの場」づくりを支援し、子どもの健全な育成と併せて、保護者や地域の交流、世代間の交流などを図ります。
- 貧困の連鎖を断ち切り、子どもの教育機会の不平などの解消を図るため、生活困窮世帯の子どもの学習支援などを行います。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 子どもや保護者への日ごろからの見守り、日常生活の中での声掛け等、地域で子どもたちを支える環境づくりに努めます。
- 地域活動への子どもや保護者の参加を促進し、世代間の交流を深めるとともに、子どもたちが活動に興味を持つための機会づくりに努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 地域において、近所付き合いを深め、仲間づくりや情報交換を通して、あいさつや声かけ等の日常的な交流による見守りを行います。
- 「子ども110番の家」への登録や、登下校中の児童の見守り等、地域の子どもの安全を守ります。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 子育てと就労のワーク・ライフ・バランスに留意した団体運営、経営に努めます。
- 子どもや、その保護者の団体活動への積極的な参画を促し、地域活動への参加促進に努めます。
- 子どもの様子や体調の変化などから、虐待や学校でのトラブルが心配される際、また、子育て世帯での異変を把握した際は、行政などの適切な機関との連絡・連携を行うように努めます。
- 生活困窮者の情報を共有し、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支えるための取り組みを検討します。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、ひとり暮らし老人食事サービス事業などの社会福祉協議会支部活動を通じて、地域交流とふれあいや見守り活動（ゆるやかな安否確認）などを行います。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 高齢者見守りネットワークとして、民間事業者や地域住民など、多くの人による見守り活動が引き続き行われるよう、事業の周知啓発に取り組みます。
- (イ) 徘徊のおそれのある人には、介護保険の関係事業者、制度ボランティアと連携を図り、介護保険サービスや徘徊探索機の利用を勧める等、徘徊による行方不明を事前に防ぐよう取り組みます。また、警察とも連携をとりながら広報活動に努め、より速やかに発見できるようにします。
- (ウ) こどもセンター、きらっこルーム職員全員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置し、子どもに関する相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供を行うことで、より身近な場所での子育て支援を推進します。
- (エ) ママ・パパになるための学級や乳幼児健康相談などでは、保護者同士の交流の機会を提供することで、身近な地域での仲間づくりを推進します。
- (オ) 子育ての不安や負担感が高まる中で、地域との連携を図りながら親子がふれあうことの大切さを伝えます。それとともに子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談でき、子育て世帯の孤立化を防ぐため、ファミリー・サポート・センターや交流の場の利用を通し、地域のつながりをもつことを推進します。
- (カ) 家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念される中、地域やボランティアの支援を得ながら地域による子育て支援を推進し、地域全体で、子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。また、児童生徒の登下校時の安全確保のため「子ども110番の家」の推進と制度の充実に努めます。
- (キ) 放課後児童会の運営の充実を図るため、施設環境の改善や支援員の資質向上を推進します。
- (ク) 青少年相談員・子ども会育成会連絡協議会などの事業を援助し、青少年の健全育成の推進に取り組みます。
- (ケ) 生活困窮者自立支援法における、子どもの学習・生活支援事業を実施し、生活困窮者の子どもの学習支援のみならず、生活習慣・育成環境などの生活支援も行います。

基本施策3 市民協働と地域課題の共有

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 地域福祉活動は、地域の主体性が必要な活動です。本計画はその一助として、活動方法や課題を取りまとめたものであり、事業の数値進捗だけではなく、さまざまな活動の結果を計画の推進成果と考えることが大切です。
- 本計画の策定を、活動の取り組みのきっかけとする地域や団体があることも想定されるため、本市の地域福祉の指針として、広く市民や地域、関係団体などに周知される必要があります。
- 元気な高齢者が増えている中、ニッポン一億総活躍プランに基づき、従来の支援される側から支援する側へ、高齢者の役割と意識の転換が求められます。

□ 施策の考え方

- 社会福祉協議会を中心に、町会・自治会などの地域で活動する団体や、民生委員・児童委員などの社会団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。
- 事業所・団体などとの連携を強化し、立地する地域内への情報発信や、施設利用者や地域住民との交流を促進します。
- 高齢者の社会参加ニーズが増加していることから、地域活動への積極的な参加を促し、高齢者の社会参加につなげます。
- 認知症サポーターの養成など、地域との日ごろからの連携や、市民の協力が不可欠な分野での福祉意識の啓発を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 介護予防や認知症サポーター養成など、自らが取り組める活動やサービスを積極的に活用し、心身ともに健康な生活が送れる環境づくりに努めます。
- 障がいのある人の日ごろの生活などへの理解を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 関係団体などとの連携のもと、地域でできるボランティア活動を実施します。また、まちづくり会議などにおいて、地域の課題を解決する方法について話しあいます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 団体活動への高齢者の積極的な参加を図り、地域福祉の推進に努めます。
- 障がいを理由にした不当な差別をせず、それぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮に努めるとともに、障がいのある人の地域活動への参加促進に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 習志野市が提唱する「一市民、一ボランティア」を推進するため、地域福祉に関わるボランティア活動や市民活動の推進に取り組みます。また、社会福祉協議会支部活動は、さまざまな地域課題を市民の手で解決する仕組みとして、市民参加型家事援助などサービス事業や地域福祉フォーラム（地域福祉懇談会）を行ってきました。これらの活動をさらに発展的に継続していくため、担い手となるボランティアを募集していきます。
- 関係機関と連携をしながら、ボランティア活動に取り組みやすく、そのボランティアが継続的に活動できる環境づくりに努めます。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 市民、市民活動団体、企業、学校などが協力・協調し、地域課題を解決するという「市民協働」の基本的な考え方の理解を深めるとともに、市民との協働を進めながら、地域福祉の充実に努めます。
- (イ) 福祉団体間の連携を図るため、地域で活動する町会・自治会など、ボランティア団体、NPO法人などを交えて情報交換および協議を行う新たな地域ネットワークの構築を検討します。特に地域福祉の中核的な存在として事業を展開している社会福祉協議会とは、連携体制を強化していきます。
- (ウ) ボランティアやNPO法人などの市民活動団体に携わりたい市民を育成し、活動しやすい環境を整備するとともに、ボランティア・市民活動センターと連携し、情報交換・交流などの推進に取り組みます。
- (エ) 事業者を対象としてバリアフリー等のハード面の整備や従業員のバリアフリー教育など障がいに対する理解と知識の普及に努めます。また、障がいのある人にやさしい事業活動のあり方について検討し、民間事業者、NPO法人などとの協力体制の推進に取り組みます。
- (オ) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進するため、習志野市男女共同参画推進団体で構成する連絡会を実施し、登録団体間におけるネットワークの構築に取り組みます。
- (カ) あらゆる人が活躍できる環境整備を推進するため、働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者や市民が増えるよう周知・啓発に取り組みます。

基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 誰もが障がいの有無や性別などあらゆる違いを認め合う多様性(ダイバーシティ)を踏まえた差別のない地域社会づくりを目指すため、一人ひとりの固有の権利を守り、互いを尊重できる人格の形成が求められています。
- 社会問題が多様化しており、個人の権利をめぐる課題も複雑であり、解決のためには、複数の専門機関や団体が効果的に連携していくとともに、相談窓口や緊急連絡などの初期対応の仕組みを整えていく必要があります。
- 現在の福祉制度は、支援を必要とする人が、自ら必要とするサービスを選択し、社会で自立した生活を送ることが基本となっていますが、認知症や障がい等により、必要なサービスを選択できない人もいます。高齢化の進展により、今後認知症高齢者の増加が予想される中、判断能力に不安が生じた人が必要な支援を切れ目なく受けられるよう事業を充実させていく必要があります。
- 本市では、認知症高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人を対象とした成年後見の市長申立てや成年後見制度利用に伴う費用の助成を行う等、適切なサービス利用の促進を図っています。

□ 施策の考え方

- 地域における支えあいは、お互いの人権を尊重することが基本であり、地域福祉の推進のため、多様性(ダイバーシティ)の観点を踏まえながら、すべての世代に対する人権意識の啓発に努めます。
- あらゆる市民が、人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護の仕組みを充実し、保健福祉サービスを円滑に利用するための相談体制の整備、緊急時の対応体制の整備などを進めます。
- 判断能力が不十分な方に対する市民後見人の養成や本市が実施主体となる利用支援事業など、成年後見制度の利用促進に関わる施策を計画的に推進します。
- 単身高齢者世帯が増える中で、判断能力が不十分な方のうち、成年後見制度の活用には至らない程度の方については、日常の見守り等の生活支援に加えて、適切な金銭管理を支援することにより、その人らしい生活が送られるように取り組みます。
- 自殺対策と各福祉分野に共通する必要な取り組みとして、状態が深刻化する前に早期発見ができる地域づくりや誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等を推進します。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 権利侵害の可能性や、虐待などの事件性の高い状況について、関係機関への連絡・通報に努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 虐待や権利侵害が見受けられたときは、行政などの関係機関へ通報する等して助けあう土壌のある地域にします。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 権利擁護の体制や仕組みづくりに取り組み、サービス等提供側の権利意識の向上に努めることで、利用者や参加者の権利を守ります。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 関係団体と連携を図りながらサービス利用に結び付いていない要支援者の把握に取り組みます。また、判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用方法について、地域住民や、民生委員・児童委員、福祉事業者などへの周知を図るとともに、利用促進に取り組みます。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) DVに関する相談窓口について、チラシ等の配布や男女共同参画社会づくり情報紙、市ホームページ等の掲載により周知に努め、DV被害者を支援します。
- (イ) 多様性(ダイバーシティ)の観点を踏まえ、性別で差別されず、誰もが生きやすい社会づくりのため、困難な状況に置かれている多様な性的指向および性自認・性別違和の方々への理解促進と、「性的指向および性自認・性別違和に関する対応指針」に基づき適切な対応に努めます。
- (ウ) さまざまな事業を通して、関係機関と連携を図り、虐待の予防、早期発見に努めます。高齢者に対する虐待については高齢者相談センター(地域包括支援センター)が、障がいのある人に対する虐待については障がい者虐待防止センターが中心となって、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、適切に対応します。
- (エ) 後見人などの活動の支援、相談体制の整備をするために、成年後見センターを中核としての役割を整備するとともに、権利擁護・成年後見制度に関する周知啓発、情報提供を行い、福祉や法律に関する専門職団体や関係機関、地域住民などとの連携ネットワーク構築を推進します。
- (オ) 子どもへの虐待については、養育支援家庭訪問事業や子育て支援相談室での相談・支援をするとともに、児童相談所との連携を図り対応します。さらに、「ならしのこどもを守る地域ネットワーク」では関係機関との連携強化に努めるとともに、研修などを開催し、児童への虐待防止に取り組みます。
- (カ) 各学校において、人権教育担当者を中心として、学校経営やすべての教育活動に「大切な自分 大切なあなた」の視点で取り組みます。また、LGBTの理解を深めるため、具体的な内容を検討するとともに、学校内に人権を考えるコーナーを設置します。
- (キ) 人権擁護委員による人権相談の広報、周知に努め、相談利用の促進に取り組みます。また、学校教育の一環として人権擁護委員による人権教室を実施します。
- (ク) 幼児期からの発達段階を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう、人権教育の機会を提供します。特に、学校教育においては、学校教育活動全体を通じて「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」という人権尊重の意識を高めるよう教育指導や学校運営に努めます。

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

基本施策1 地域のニーズに対応したサービス提供の促進

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 自主的・実践的な地域福祉活動が展開されていくためには、地域における福祉活動に取り組む多様な団体や組織の連携、情報の交換・共有などが活発に行われることが大切です。
- また、そのような助けあいの輪を基盤として、近隣市民や関係団体・機関などの声かけや訪問などによる日常の見守りや家事援助などが行われるとともに、安否確認などを通じて、孤独死や虐待などに関する問題の早期発見・解決を図る必要があります。
- 今後ますます支援が必要な人の増加が見込まれるなか、助けあい、支えあいの輪を広げるためには、地域で多種多様な活動を行い、活躍する団体やボランティア等の活動内容の周知を図るとともに、民生委員・児童委員や近隣住民、町会・自治会などが協力・連携し、情報を共有しあう見守りネットワークづくりが必要です。
- 本市では、分野別の各協議体などにおいて、ニーズや地域課題の調整、議論が行われており、関係団体との連携により、支援のネットワークづくりに取り組んでいます。
- 社会福祉協議会では、家事援助サービスを実施しており、高齢者を中心に家庭での生活支援や見守りを通して地域課題の把握に努めています。

□ 施策の考え方

- 地域で暮らす人が悩みを抱え込んで地域で孤立しないよう、各分野において見守りと支えあいのネットワークの充実を図ります。
- 支援を必要とする人の程度に応じたサービスが提供されるよう、事業所に限らずさまざまなサービス提供主体を育成し、その活動を支援していきます。
- 事業者に対し研修の実施や指導を行うとともに、第三者委員の活用や、外部評価の仕組みを取り入れる等、福祉サービスの質の向上を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 相互援助活動に可能なかぎり協力し、地域のニーズを発信します。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 地域における助けあいにより、お互いの在宅生活を支えあい、地域主導・市民主体の地域福祉の推進に努めます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 地域のニーズを把握するとともに、自らが取り組める専門分野について、積極的に活動します。
- 地域のニーズに対して、不足している福祉サービスの拡充に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、行政や関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの充実やニーズに対応したサービス提供の促進に取り組んでいきます。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) ケースワーカーは、福祉・保健・医療・教育などそれぞれの分野のサービスを十分に把握してサービスを必要としている人のケアマネジメントが行えるよう、資質向上に努めます。
- (イ) 年齢や障がい、経済状況などにより、住宅の確保に困難さを抱える住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう賃貸住宅に入居しやすい支援体制づくりに取り組みます。
- (ウ) 介護保険の適切な運用のため、苦情処理の対策として、第三者委員の周知と活用を指導します。また、サービス提供方法などについて、外部評価などの仕組みを取り入れ、質の向上を図るよう努めます。
- (エ) 公的サービスを利用する際の入口となる介護保険制度のケアプランや、障がい福祉サービスの利用に係るサービス等利用計画および障害児支援利用計画の作成体制の充実に努めます。
- (オ) 地域ケア会議においては、市全域および高齢者相談センター（地域包括支援センター）の担当圏域ごとに、高齢者に対する多職種の協働によるネットワークを構築し、ケアマネジメントの支援や地域課題の把握に努めます。
- (カ) 障がい者地域共生協議会を中心として、各相談支援機関相互の連携および関係機関などとの連携を密接にし、課題の情報共有を図る他、個別事例の検討などにより抽出された地域における福祉的な課題についての情報共有や解決に向けた取り組みを行います。
- (キ) ならしのこどもを守る地域ネットワーク会議においては、地域の関係機関などが連携し、支援を要する子どもやその家庭に関する情報や課題を共有し、支援の内容に関する協議を行います。

基本施策2 地域の防災・防犯体制の推進

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の意識もこれまでにないほど高まっています。また、地域において、高齢者や障がいのある人、乳幼児、外国人市民など、誰もが災害時に適切な支援を受けることができるよう、市と町会・自治会などが連携し、日頃からの見守り体制づくりが必要となります。
- 地域におけるコミュニティ意識の希薄化により、地域ごとに防災・防犯への取り組みや活動内容などに違いが出てくることから、改めて地域内での結びつきの再構築が求められています。
- 本市では、「地域防災計画」に基づき、自主防災組織を立ち上げ、防災に対する意識の向上に努めてきました。しかし、法制度に基づく情報収集・提供に制限があるため、支援が必要な世帯や個人の把握が困難となっており、任意による情報の収集、連絡手段の構築が求められています。
- 社会福祉協議会では、災害時の災害ボランティアセンターの立ち上げや訓練、研修などを通して、災害発生時の迅速な支援体制の確立に努めています。

□ 施策の考え方

- 自助・共助・公助による支援体制のあり方を検討し、防災・防犯といった緊急時の支援について、自主防災組織などの共助による地域活動を促進します。
- 地域の防災力を高めるため、防災の啓発や災害時に支援が必要な人なども参加した防災訓練などを実施し、減災の対策を進めます。
- 避難行動要支援者の把握に努め、関係団体などと連携した、緊急時の支援体制を構築します。災害に備え、高齢者や障がいのある人、乳幼児、外国人市民などの災害時に特別な配慮が必要となる要配慮者の支援体制を充実します。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 困っている人への声掛けや、登下校中の子どもたちへのあいさつを行い、地域の見守りに努めます。
- 防災・防犯組織へ積極的に参加し、地域の安全づくりに努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 隣近所の高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の災害時に配慮を要する人を把握し、災害時には避難の支援に努めます。
- 町会・自治会活動において、防災対策の必要性の周知に努めるとともに、防災訓練を通して、避難場所、避難経路などの確認を行い、災害時の協力体制を整備します。
- 地域による自主防犯パトロールの活動に取り組む他、地域での声かけ・あいさつ運動を広げ、犯罪の防止に心がけます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 支援が必要な世帯や個人については、緊急時の対応を徹底し、支援の漏れがないように努めます。
- 防災や防犯体制の構築にあたっては、地域や行政と連携・協力し、調整を図るように努めます。
- 交通不便の解消を図るため、ボランティアの立ち上げや、団体の活動内容への追加などを検討し、支援を必要とする市民の社会参加の促進に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 悪徳商法による消費生活問題や、身近な生活上の課題（高齢者の健康、地域のバリアフリー、終活問題など）を、社会福祉協議会支部で実施している地域福祉懇談会やふれあい・いきいきサロン等で話題として取り上げ、地域で予防を図るきっかけづくりに取り組みます。
- 災害発生時に、災害支援活動に重要な役割を果たす災害支援団体・行政・関係機関などと連携を図りながら、災害ボランティアセンターを運営します。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 「習志野市地域防災計画」に基づき、市域における防災・減災に努めます。併せて、防災活動の担い手の中心である自主防災組織の拡充と強化に取り組めます。
- (イ) 災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、平常時から避難支援など関係者に情報提供することや、災害時における情報収集が難しい視覚および聴覚障がいのある人に対する情報発信を行います。
- (ウ) 災害発生時の迅速な情報伝達のため、防災行政無線、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式ツイッター等複数の情報伝達手段を整備しています。特に、防災行政無線の難聴地域や聴覚障がいのある人の対策として有効な緊急情報サービス「ならしの」の理解浸透を図り、登録者数の増加促進に努めます。
- (エ) 市民、事業者、警察、市などが情報を共有化し、町会・自治会、関係機関・団体などとの連携の強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。また、犯罪防止のため、町会・自治会、警察などと連携し、地域の防犯パトロールの強化に取り組む他、青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の活動支援に取り組めます。
- (オ) 児童・生徒の緊急避難場所を確保し、不審者出没の抑止力とするため、「子ども110番の家」の推進を図るとともに、子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育に取り組めます。
- (カ) 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を推進するために要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を図ります。
- (キ) 悪徳商法および消費者トラブルに対し日常から注意を喚起し、消費生活相談につなげ、被害の未然防止や早期解決に取り組めます。

基本施策3 施設と生活のバリアフリー化

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、ユニバーサルデザインを標榜し、誰もがくらしやすいまちづくりを目指した都市計画を推進していく必要があり、地域によっては公共交通に頼らない方法での移動・外出手段により、社会参加を促進していく必要があります。
- 地域福祉においては、差異や多様性を認めあう地域住民相互の連帯が不可欠です。本市では、障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、啓発活動を積極的に推進するとともに、心のバリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの浸透を図ってきました。
- 社会福祉協議会でも、福祉教育を推進し、さまざまな立場を理解する機会を提供するとともに、各種事業や講座などを通じ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図りました。

□ 施策の考え方

- 高齢者や障がいのある人、子どもといった年齢や身体機能の差によって、生活環境が異なることがないようにユニバーサルデザインによるまちづくりに努めます。
- 外出や交流の機会づくりを図るため、移動交通手段の提供、サービスの実施を検討し、地域への社会参画を促進します。
- 市民生活や暮らしの中で、市民一人ひとりの心のバリアフリーを促進し、住みよい社会づくりに努めます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 「ハッピーバス」等の公共交通機関や移動に関する福祉サービスなどを利用し、外出に心がけます。
- 利用づらい公共施設などがあった場合、行政などに対して改善のための意見・要望を伝える等、生活しやすい環境を求めています。

《共助》

地域 が取り組むこと

- バリアフリーという視点で地域の状況を確認し、課題についての対応、行政や関係機関へ申し入れを行う等、生活環境のバリアフリー化に取り組めます。
- 違法駐輪や違法駐車、歩道をふさぐ障害物など、移動・交通を阻害するものに対し、地域で声をあげて防ぐ努力をします。
- 生活する上で便利な地域情報を提供し、困っている人がいたら声をかける等の心配りを行い、生活上の社会的障壁をなくし、お互いに助けあう地域をつくるための活動を行います。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 外出支援に取り組む団体は、外出支援のニーズを把握し、サービスが必要な利用者が必要な時にサービスが受けられるよう、他団体との連携した活動に取り組めます。
- 事業者は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「習志野市障がい者基本計画」、「習志野市障がい福祉計画」、「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」などに則して、やさしいまちづくりへの理解・協力を努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 当事者の生の声を届ける福祉の出前講座や疑似体験など、当事者に寄り添い支えるための福祉体験の実施を通して、すべての人々にバリアフリーに対する理解を広めていきます。また、公共交通機関で移動が困難な人の社会への参加を促進するため、福祉車輛の貸出し等を行います。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 生活の中で障がいのある人、高齢者、小さいお子さん連れ等が必要とする配慮を周知するとともに、一人ひとりのできる範囲で、適切な配慮ができるよう啓発します。
- (イ) 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の実現のため、公共施設の新築、改築時や道路の新設、改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、バリアフリー化に努めます。
- (ウ) 市営住宅などのストックを長期的に活用していくための大規模改修や長寿命化改修など具体的方策を検討・計画し、高齢者などが安心して住むことができる住宅の供給を推進します。
- (エ) 行政機関において、障がいを理由とする差別の解消の推進のため、不当な差別的取扱いを行わず、合理的配慮を提供する責務を果たせるように窓口対応します。
- (オ) 民間事業者に対しては、移動など円滑化基準、千葉県福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザインの取り組み等を周知し、高齢者、障がいのある人、訪日外国人へ配慮した取り組みが一層促進されるよう普及啓発活動に取り組みます。
- (カ) 「ハッピーバス」等を、今後も継続して運行できるよう、利用者の増加に向けた一層の周知やサービスの充実についてバス事業者と連携を図りながら、効率的な運行を推進します。
- (キ) 広報習志野、市ホームページ等を利用して放置自転車および路上放置物防止のための啓発活動を推進する他、放置自転車の定期的な撤去を実施し、効果的な対策を講ずることによって放置自転車台数の削減に取り組みます。
- (ク) 路上放置物パトロールを強化する他、車イス使用者用駐車場の適正な利用および点字ブロック上の障がい物の除去などに関する市民への意識啓発に取り組みます。

基本目標4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

基本施策Ⅰ 地域福祉を推進する人材の育成

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 地域活動の後継者不足は慢性的な状況にあり、どのような団体でも課題を抱えています。そのため、よりバランスのよい組織運営になるよう、役割分担が偏らない運営体制や協議方法などを検討し、適宜見直していく必要があります。
- 元気な高齢者が増えてきたことで高齢者の社会参加は進んでいますが、その反面、若い世代の参加が少ない状況にあります。子どもの頃からの福祉への慣れ親しみや、その保護者の参加など、より若い世代に向けた参加の仕組みを検討する必要があります。
- 障がい福祉や高齢者福祉などの個別分野において、引き続きボランティアの確保が求められているとともに、保育や介護などに従事する福祉人材として、専門的な知見を有する人材の確保と育成が重要となっており、地域活動支援とともに、より高度な支援を可能とする担い手の育成が求められています。
- 社会福祉協議会は地域における福祉活動の中核的組織であり、活発な活動が期待されますが、活動する地域によっては活動内容や必要とする支援に違いがあります。そのため、関連団体と連携を密にし、より地域にあった活動を進める必要があります。

□ 施策の考え方

- 地域を担う人材の育成と確保は急務であり、活動の見直しや役員負担の解消、効率的な活動・運営など、安心して継続した活動ができるような仕組みづくりを進める必要があることから、各団体や社会福祉協議会と連携し、人材の発掘・育成などに努めます。
- 教育の場において、子どもへの福祉教育に取り組み、地域福祉を身近なものと感じてもらえるように努めます。
- 福祉に関わる各種講習会や講座などを通じて、地域に暮らすすべての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという意識を持てるよう、児童・生徒、学生を含む若年の世代にも焦点をあてて、地域福祉活動の担い手となる人材を育てていきます。
- 事業者や団体などへの情報収集・発信などに努め、不足する専門的な福祉人材の確保・育成を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 地域福祉への興味を持ち、参加者から参画者へとなることができるよう努めます。
- 子どもの頃から福祉（ボランティア）に親しむ機会を増やし、福祉を身近に感じることができるよう努めます。
- 地域での活動は支えあいで行い、参加者みんなで協力した活動に努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 地域を主導するリーダーの輩出へつながるように、地域や組織が支えあって活発な活動を続けます。
- 年齢や性別に関係なく地域活動に参画しやすい組織をつくり、若い人材の新しい発想や高齢者の豊富な経験などを運営に反映させます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 各団体役員にそれぞれの活動趣旨を説明し、各組織の役割などを互いに理解することで、地域内での活動や連携をスムーズなものとするように努めます。
- 後継者や中核となる人材などの育成に中長期的に取り組み、負担が特定の個人へ集中しにくい組織運営の検討に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- ボランティア・市民活動センターの運営により、ボランティア育成を行うとともに、情報マッチング・コーディネート機能を強化し、ボランティア活動をしやすい環境整備を行います。
- ボランティア活動参加へのきっかけとして、ボランティア養成講座を開催し、実際のボランティア活動へとつなげられるよう講座終了後のフォローアップを行います。また、ボランティア活動に携わっている人に向け、さらに専門的な知識や技術を習得する場となるような講座メニューを提供していきます。
- 社会福祉協議会支部をはじめとする地域福祉活動を推進する人材を育成するため、福祉教育の推進や各種イベント、講座を通じて、地域住民の福祉意識の向上に取り組みます。

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 地域福祉計画を題材として、地域における支えあいの重要性を啓発し、世代にかかわらず、多くの市民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう周知啓発を図ります。
- (イ) ボランティア人材の育成・支援などのため、習志野市民カレッジを中心に、福祉人材の地域への還元に取り組むとともに、社会福祉協議会と連携し、養成講座などの周知・啓発事業などに協力し、専門的ボランティアの育成を支援します。
- (ウ) 犯罪者の更生を助け、明るく住みよい地域社会を実現するため、引き続き、保護司の活動を支援します。また、人権思想の普及啓発を推進するために、引き続き、人権擁護委員の活動を支援します。
- (エ) 民生委員・児童委員に対して、地域住民への相談・支援活動が行えるような基本的知識の習得に係る研修を実施します。
- (オ) 判断能力の不十分な成年被後見人などの財産管理とともに、さまざまな地域における福祉活動と連携しながら、身上面の充実に配慮できる市民後見人を育成します。
- (カ) 町会・自治会、福祉団体などの活動を支援するとともに、さまざまな事業や講座を通じて積極的に活動を周知し、活動参加者の増加を図り、人材の発掘に取り組みます。
- (キ) 聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、手話通訳者や要約筆記者の人材育成を行います。
- (ク) 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、講師（キャラバン・メイト）を派遣し、「認知症サポーター」を養成します。
- (ケ) 地域における子育て支援をさらに推進していくため、子育て支援に関わっている団体などと情報交換を行うとともに問題点・課題を共有し、連携を図りながら、地域における子育て支援をさらに推進します。

基本施策2 福祉意識の啓発・周知の推進

□ 第2期計画にあたって(社会的な背景)

- 本計画の策定を、活動の取り組みのきっかけとする地域や団体があることも想定されるため、本市の地域福祉の指針として、広く市民や地域、関係団体などに周知される必要があります。
- 地域でのつながりや助けあいを再構築するには、地域住民自身が地域の課題を発見し解決していこうという「我が事」の意識を持つことが必要です。
- 障がいを理由とする差別を解消するための措置などが定められた、障害者差別解消法などの各分野の制度の施行や改正に伴い、市民に対し、制度の理解促進が重要となります。
- 市内にある事業所や団体、人材は、地域福祉の推進を図る上での貴重な社会資源であり、福祉分野への活用・連携を促すとともに、事業者および団体の活動や取り組みを周知する必要があります。
- 本市では「市民協働」を政策の重点として推進しており、社会福祉分野での市民や地域との連携・参画、社会福祉協議会を通じた地域活動の活性化や地域課題の収集など、地域意識を高めるとともに、地域における活動への積極的な参加を促進してきました。

□ 施策の考え方

- 社会福祉協議会を中心に、地域団体や、民生委員・児童委員などの社会団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。
- 講座や講演会、研修などを通し、各種制度の理解促進を図るとともに、障がいのある人や外国にルーツを持つ人々への理解を深め、また、人権についての意識を高めることができるよう、福祉意識の啓発に努めます。
- 市内事業所・団体などとの連携を強化し、地域内への情報発信や施設利用者や地域住民との交流を促進し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 日ごろから地域活動や外出・交流の機会を設けることで、自分の「できること」「してもらいたいこと」を認識し、福祉ニーズを意識するように努めます。
- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。

《共助》

地域 が取り組むこと

- 地域の問題を明らかにし、連帯・連携して解決方法を探すような活動を進めます。
- 地域活動が地域福祉の発展につながる、ということの理解が広まるよう、周知に努めます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 諸活動の実施にあたっては市民・地域の意向を把握し、取り組みが地域福祉の向上に寄与するように努めます。
- 地域における福祉活動や行事へ積極的に参加し、地域との交流や利用者と地域の接点づくりに努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 地域住民が、地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、以下の通り福祉意識の啓発に取り組みます。
 - ・社会福祉協議会支部が実施しているさまざまな活動への参加・協力の促進
 - ・当事者の生の声を届ける福祉の出前講座の開催
 - ・擬似体験をきっかけとした、当事者に寄り添い、支えるための福祉体験の実施
 - ・市内各所で行われているボランティア活動の情報提供
 - ・広報紙「ふくし習志野」やホームページを用いた地域福祉に関する取り組みや身近な活動事例の周知

《公助》

市 が取り組むこと

- (ア) 社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する説明会や出前講座などを開催し、計画の理解と事業への参加を促進するとともに、地域の課題を地域で解決するという意識づくりを進めます。
- (イ) 市民活動の拠点として活動してもらえよう市民協働インフォメーションルームの活用方法など分かりやすくPRし、利用しやすい環境づくりに努めます。また、さまざまな施策の中で、ソーシャル・インクルージョンを意識した取り組みを推進します。
- (ウ) 障がいを理解し、障がいの有無によらず互いの交流を深める機会を提供するため、障がいのある人となない人が参加できる障がいの理解を深めるイベントを実施します。
- (エ) 小中学校における福祉教育を一層充実させ、高齢者や障がいおよび障がいのある人に対する理解を促進します。また、障がいのある人および障がい者団体との調整を図り、福祉教育の現場に障がいのある人が参加することで一層高い効果が得られるよう学習活動を支援していきます。
- (オ) 市民が認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）となるための「認知症サポーター養成講座」を広く実施します。
- (カ) 人権啓発パンフレットの配布や人権擁護委員の人権啓発活動を支援し、互いを思いやることのできる市民像の実現に取り組みます。また、子どもや高齢者、障がいのある人、外国にルーツを持つ人々など誰もが気軽に参加できるイベントの開催や「人権週間」を通して、人権意識の啓発を図ります。
- (キ) 仕事と生活の調和を図り、育児や介護などの個々の生活ニーズに即した働き方ができるよう、育児・介護休業制度の導入や職場環境の整備など、事業者の取り組みの促進を図るとともに、勤労者への周知に取り組みます。
- (ク) 各種施策や窓口などの対応において、配慮が必要な人への適切な配慮ができるよう職員の研修に取り組みます。

資料

第Ⅰ節 策定経過

日 時		会 議 など	内 容
平成 30 年	9 月 14 日	第Ⅰ回策定委員会	地域福祉計画策定にかかる法などの整備 各部局における現状と課題調査
令和 元年	8 月 1 日	第Ⅰ回福祉問題審議会	地域福祉計画の策定について
	8 月 5 日	第Ⅰ回地域会議	第Ⅱ期地域福祉計画の策定について 第Ⅰ期地域福祉計画の取組状況について 作成スケジュールについて
	9 月 19 日	第Ⅱ回地域会議	第Ⅱ期地域福祉計画（素案）について
	10 月 17 日	第Ⅲ回地域会議	第Ⅱ期地域福祉計画（素案）について
	10 月 18 日	第Ⅰ回策定委員会	第Ⅱ期地域福祉計画（素案）について
	10 月 31 日	第Ⅱ回福祉問題審議会	第Ⅱ期地域福祉計画（案）について （諮問）
	11 月 11 日	庁議	第Ⅱ期地域福祉計画（案）について
	11 月 14 日	正副議長説明 議員への資料配布	第Ⅱ期地域福祉計画（案）のパブリックコメント実施につ いて
令和 2 年	11 月 15 日	パブリックコメントの 実施	第Ⅱ期地域福祉計画（案）のパブリックコメント期間 11 月 15 日～12 月 20 日
	1 月 30 日	第Ⅲ回福祉問題審議会	第Ⅱ期地域福祉計画（案）について （答申）
	2 月 10 日	庁議	第Ⅱ期地域福祉計画（案）について

第2節 習志野市福祉問題審議会

1. 習志野市福祉問題審議会審議会設置条例

（設置）

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、習志野市福祉問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（職務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の福祉に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議する。

（組織等）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）市内の福祉関係団体等を代表する者

（2）知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、福祉を所管する部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和54年7月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月26日条例第20号）抄

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2. 委員名簿

氏 名	選出区分	備 考	備 考
海 寶 嘉 胤	1号 福祉関係団体代表者	習志野市社会福祉協議会 会長	会長
田 所 喜 美 子	1号 福祉関係団体代表者	習志野市地域赤十字奉仕団 委員長	
越 智 桂	1号 福祉関係団体代表者	習志野市あじさいクラブ連合会 会長	
高 橋 君 枝	1号 福祉関係団体代表者	習志野市民生委員児童委員協議会 会長	
矢 作 郁 江	1号 福祉関係団体代表者	習志野市高齢者相談員協議会 会長	
豊 崎 哲 也	2号 知識経験者	習志野市医師会 代表理事	副会長
阿 部 友 理	2号 知識経験者	千葉明德短期大学 非常勤講師	
宮 内 宏 和	2号 知識経験者	習志野市青少年育成団体連絡協議会 委員	
伊 藤 奈 津 子	2号 知識経験者	淑徳大学看護栄養学部 看護学科 講師	
伊 東 く に 江	2号 知識経験者	公募	

第3節 習志野市地域福祉計画策定地域会議

1. 習志野市地域福祉計画策定地域会議設置要領

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画を策定するため、
習志野市地域福祉計画策定地域会議（以下「地域会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 地域会議は、習志野市地域福祉計画の策定に関することについて協議および検討する。

（組織等）

第3条 地域会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）地域支援者
- （2）地域住民
- （3）福祉の当事者団体の代表者又はその推薦を受けた者
- （4）福祉の支援機関の代表者又はその推薦を受けた者

（会長および副会長）

第4条 地域会議に会長および副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 地域会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができる。

（設置期間）

第6条 地域会議の設置期間は、習志野市地域福祉計画の策定完了までとする。ただし、会長が必要と認めたときは、設置期間を延長することができる。

（庶務）

第7条 地域会議の庶務は、健康福祉政策課において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるものの他、地域会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月17日から施行する。

2. 委員名簿

委嘱区分	氏名	所属・職名
第1号 地域支援者	遠藤 勝吉	習志野市民生委員児童委員協議会 副会長
	小林 伸也	習志野市高齢者相談員協議会 副会長
	長尾 一輝	習志野市社会福祉協議会 事務局 主幹
第2号 地域住民 (地域支援者)	本宮 隆	習志野市連合町会連絡協議会
	古達 精一	習志野市社会福祉協議会 本大久保支部 支部長
	長谷川 誠一	習志野市社会福祉協議会 屋敷支部 支部長
第3号 福祉の当事者団体	村山 輝子	習志野障がい者ネットワーク 代表
	加藤 久雄	習志野市あじさいクラブ連合会 副会長
第4号 福祉の支援機関	松尾 公平	障がい者支援機関 習志野市障がい者地域共生協議会 会長
	池田 圭	高齢者支援機関 習志野市介護保険事業者連絡協議会 会長
	菊地 謙	生活困窮者支援機関 中核地域生活支援センターまるっと 所長

第4節 習志野市地域福祉計画策定委員会

1. 習志野市地域福祉計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に基づく本市の習志野市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、習志野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は別表に定める者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は健康福祉部次長、副委員長は総合政策課委員とする。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の任務等)

第3条 委員会は必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は計画の策定に関し調査、研究を行うとともに、調整を図り、もって計画の案を作成する。

(計画の総合調整)

第4条 計画の作成に関する総合的な調整は、健康福祉政策課で行う。

(資料の提出等)

第5条 委員長は、関係部課等に資料提出及び委員以外の者に会議出席をさせることができる。

(下部組織)

第6条 委員会の下部組織として、計画作成に必要な情報収集、資料作成等を行う作業部会を設置し、別表に定める者をもって組織する。

2 作業部会に会長及び副会長を置く。

3 会長は健康福祉政策課長、副会長は総合政策課員とする。

4 会長は作業部会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 作業部会は、必要の都度、会長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉政策課において処理する。

(委員会の解散)

第8条 委員会は、第3条の任務が終了した時点で解散する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月12日から施行する。

別 表(第2条・第6条関係)

委員会および作業部会構成課

委員会			作業部会		
(委員長)	1	健康福祉部次長	(会長)	1	健康福祉政策課長
(副委員長)	2	総合政策課委員	(副会長)	2	総合政策課員
	3	健康福祉政策課長		3	健康福祉政策課員
	4	健康支援課委員		4	健康支援課員
	5	社会福祉課委員		5	社会福祉課員
	6	高齢者支援課委員		6	高齢者支援課員
	7	生活相談課委員		7	生活相談課員
	8	障がい福祉課委員		8	障がい福祉課員
	9	こども政策課委員		9	こども政策課員
	10	子育て支援課委員		10	子育て支援課員
	11	総務課委員		11	総務課員
	12	協働政策課委員		12	協働政策課員
	13	都市政策課委員		13	都市政策課員
	14	教育総務課委員		14	教育総務課員
	15	社会教育課委員		15	社会教育課員
委員会の委員は、 課長相当職をもって構成する。			作業部会員は、 係長相当職をもって構成する。		

第5節 社会福祉法（抜粋）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第6節 用語一覧

あ 行

ICT

「Information and Communicaion Technology」の略。「情報通信技術」を指し、通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。

インクルーシブ教育

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

か 行

介護相談員

サービス利用者とサービス提供事業者や市役所との橋渡し役で、利用者の疑問や不満、不安の声を受け止め、トラブルを未然に防げるよう、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目的に活動しています。

ケースワーカー

身体上や精神上などの理由によって、日常生活を送るうえでさまざまな困りごとを持つ地域住民の「相談援助業務」に就く人のこと。

国勢調査

我が国の人口および世帯の実態を把握し、各種行政施策などの基礎資料を得ることを目的に5年毎に実施しており、都道府県議会や市区町村議会の議員の定数の決定や、地方交付税交付金の配分などに利用されている。もっとも基礎的な統計情報の一つ。最新調査年は平成27年で、次回調査は令和2年に実施を予定している。

心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

子育て支援コンシェルジュ

保護者からの相談を受け、それぞれのニーズに合った保育サービス等について情報を提供し、選択肢を提案する専門の相談員。

コミュニティ・ソーシャルワーカー

生活課題を抱える個々の相談支援をベースにしている（個別支援）、その人や家族の支援を地域の中で展開しつつ（地域生活支援）、さらには地域ぐるみの支援の仕組みをつくっていく（地域支援）という、地域を基盤としたソーシャルワークを実践するワーカー。

さ 行

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

自主防災組織

公的な消防組織（消防本部、消防団）ではなく、地域住民による任意の防災組織を指し、平時は減災、災害時は初期防災活動に従事することを目的とする。

市民活動団体

営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動する団体のこと。

社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態を指す。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された社会福祉法人。高齢者、障がいのある人、子育て家庭など誰もが孤立することなく、安心して生活できるよう、地域にお住まいの皆さまや行政・福祉関係機関、企業など、多くの人と機関とが連携する「地域で支えあう」仕組みづくりを目指し、さまざまな地域福祉事業を行う。

住民基本台帳

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法の定義（第3条）では、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

セーフティネット

制度の狭間、生活上の困難や貧困な状況となった時に生活を支える仕組みや、その体制を指す。

ソーシャル・インクルージョン

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。社会的包容。

た 行

多様性（ダイバーシティ）

「幅広く性質の異なるもの（人種や国籍、性別、価値観など）が存在すること」を意味する。その状態を受け入れ、生み出すことで、新しい活躍（価値）を創り出すこと。

地域共生社会

「支え手」「受け手」が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会をともに創っていくという理念。

DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者、恋人など親密な関係にある異性に対する暴力行為を指す。

特定教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設）・保育園。。

な 行

認知症サポーター

厚生労働省事業の一環として、認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者として活動する。

ノーマライゼーション

障がいのある人が一般市民と同様の普通の生活・権利などが保障されるように環境整備を目指す理念。

は 行

パブリックコメント

直訳すると公衆（国民・住民・市民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。または、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。

避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」を指す。

放課後児童会

保護者が就労などにより日中家庭にいない小学生を対象に、家庭の代わりとなる放課後の居場所を提供し、遊びを主とする集団生活を通じ、児童の健全育成を図っている。

ま 行

まちづくり会議

地元町会・自治会、高齢者団体、NPO、公共施設の長など地域に関係する各種団体の代表者や市の地域担当職員などを構成員とし、地域毎に住民が主体となって地域の特性を活かしながら開催・運営される本市独自の制度。

や 行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を指す。



習志野市第2期地域福祉計画

発行年月：令和2年3月

発行・編集：習志野市健康福祉部 健康福祉政策課

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1151（代表）

ファックス：047-453-9309

メール：hofutyo@city.narashino.lg.jp ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp>

